

# みずほリポート

2006年8月3日発行

## 開始後1年のASEAN－中国FTA (ACFTA)

－ACFTAの効果と我が国企業による活用－

みずほフィナンシャルグループの新ブランド戦略コンセプト

## **Channel to Discovery**

みずほフィナンシャルグループは  
「お客様のより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」  
をめざします。

本誌に関するお問い合わせは  
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 菅原淳一  
junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp  
電話 (03) 3201-9240 まで。

## 要旨

1. 「世界最大の FTA」といわれる ASEAN－中国 FTA（ACFTA）が本格的に開始されてから 1 年が経った。ASEAN10 カ国と中国の ACFTA 参加 11 カ国は、約 18 億人の人口を擁し、GDP は約 2 兆 4 千億ドル、貿易額は 3037 億ドルの規模になる。我が国と地理的に近接し、我が国企業が活発に事業活動を行っている諸国による FTA である ACFTA は、我が国企業への影響も大きい。
2. ACFTA では、2010 年までに自由貿易地域を形成することが謳われている。中国商務部によれば、関税引き下げの対象は約 7000 品目に及び、2010 年には、中国は ASEAN に対して 93%の品目につき、ASEAN 諸国は中国に対して 90%以上の品目につき関税を撤廃することになっている。2005 年 7 月から開始された関税引き下げ措置では、中国は ASEAN 諸国に対して 3408 品目で関税を引き下げ、中国の対 ASEAN 平均関税率は 9.9%から 8.1%へ低下した。
3. 中国－ASEAN 間貿易は、近年急速に拡大している。中国の貿易量自体が大きく増大するなかで、中国の対 ASEAN 貿易はさらに大きく拡大した。中国の対 ASEAN 輸出は、1998 年の 110 億ドルから、2005 年には 555 億ドルへと 5 倍以上の規模に拡大、輸入は同期間に 126 億ドルから 750 億ドルへと約 6 倍の規模に拡大した。ACFTA による関税引き下げは、中国－ASEAN 間貿易の拡大にさらに拍車をかけるものと期待されている。
4. しかし、現時点では、ACFTA による関税引き下げが、中国－ASEAN 間貿易の拡大を加速させたとは言い難い。中国－タイ間貿易を例として検討すると、両国間貿易の二大品目である一般機械、電気機器では、ACFTA の効果が極めて限定的であることが明らかである。それは、両品目については、両国間ですでに関税が十分に引き下げられている品目が多い一方、重要産品は「センシティブ・トラック品目」として、関税引き下げが猶予されているためとみられる。
5. ACFTA のメリットが現時点では限定的であるため、我が国企業による ACFTA の活用状況は低調である。しかし、今後「センシティブ・トラック品目」も含め、関税引き下げ・撤廃が進展し、さらに、サービス貿易や投資分野での自由化を進めば、我が国企業にとっても ACFTA を活用するメリットは大きくなると見込まれる。我が国企業にとり、ACFTA による自由化の進展を睨み、今後の事業戦略を構築していくことが重要となる。

（政策調査部 菅原淳一）

## 目次

はじめに.....	1
<b>I. ACFTAの概要.....</b>	<b>2</b>
1. 「枠組み協定」に基づく早期収穫措置（EHP）.....	2
2. 「物品貿易協定」に基づく関税引き下げ・撤廃.....	4
<b>II. 中国－ASEAN間の貿易概況.....</b>	<b>13</b>
<b>III. ACFTAによる中国－ASEAN間貿易への影響.....</b>	<b>15</b>
1. 期待された効果（事前シミュレーション）.....	15
2. ACFTA開始後の中国－ASEAN間貿易.....	16
<b>IV. ACFTAによる中国－ASEAN間貿易への影響：タイの事例.....</b>	<b>21</b>
1. 中国－タイ間貿易概況.....	21
2. EHP対象品目の中国－タイ間貿易の状況.....	22
3. ACFTA開始後の中国－タイ間貿易の推移.....	28
<b>V. 現地日系企業の事業活動へのACFTAの影響.....</b>	<b>33</b>

## はじめに

「世界最大のFTA」といわれるASEAN－中国FTA（ACFTA）が本格的に開始されてから1年が経った。ASEAN10カ国と中国のACFTA参加11カ国は、約18億人の人口を擁し、GDPは約2兆4千億ドル、貿易額は3037億ドルの規模になる<sup>1</sup>。人口を除くと、その規模はEUやNAFTAには遠く及ばないが、その将来性からACFTAには世界から強い関心が寄せられている。

特に、我が国にとってACFTAの影響は大きい。ACFTAは、我が国と地理的に近接し、我が国企業が活発に事業活動を行っている諸国によるFTAである。また、我が国がFTAを締結している国、現在交渉中の国、あるいは将来の締結が議論されている国によるFTAである。さらに、我が国を含む「東アジアFTA」が将来形成される場合には、ACFTAがその土台となる可能性もある。

加えて、我が国企業のACFTAへの期待も高い。中国・ASEAN諸国に多くの現地拠点を有する我が国企業にとり、ACFTAは新たなビジネス・チャンスを生み、東アジア域内におけるより効率的な分業体制の構築を容易にするものと期待されている。

しかし、これまでの実績をみると、ACFTAのメリットは必ずしも明らかではなく、実際に企業によるACFTAの活用も低調である。この期待の高さと実際の活用状況の低調さの原因はどこにあるのか。本稿では、ACFTAによる関税引き下げの概要を解説し、ASEAN－中国間の貿易状況を概観した上で、開始後1年のACFTAの効果と我が国企業の事業活動への影響を検討したい。

---

<sup>1</sup>ASEAN事務局統計（2004年）による。ASEAN域内貿易（約2219億ドル）とASEAN－中国間貿易（約818億ドル）の合計。ASEANの貿易額にはラオス及びベトナムを含まない。また、中国には香港を含まない。

## I. ACFTA の概要

ACFTAは、2002年11月に締結された「ASEAN－中国包括的経済協力枠組み協定」（以下、「枠組み協定」）と、これに基づく関連諸規定<sup>2</sup>で構成されている。そのうち、関税引き下げの期限・方法等を規定しているのが、2004年11月に締結された「ASEAN－中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」（以下、「物品貿易協定」）である。「枠組み協定」によれば、今後サービス貿易や投資に関する協定も締結されることになっているが、現時点では、ACFTAはモノの貿易に限定された協定である。

「枠組み協定」では、ASEAN－中国自由貿易地域を10年以内に実現することが明記され、そのために物品貿易分野では実質的にすべての関税及び非関税障壁の漸進的撤廃を行うことが規定されている（第2条）。また、物品貿易分野の自由化は、中国とASEAN6（ASEAN先発加盟6カ国：ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の間では2010年、CLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）とは2015年までに実施するとされている（第8条1項）。中国商務部によれば、関税引き下げの対象は約7000品目に及び、2010年には、中国はASEANに対して93%の品目につき、ASEAN諸国は中国に対して90%以上の品目につき関税を撤廃することになっている。

ASEAN加盟国の中では、ラオスとベトナムが現時点ではWTOに未加盟であるが、「枠組み協定」において中国は、両国に最恵国待遇（MFN）を認めている（第9条）。他方、ASEAN諸国は、「物品貿易協定」において中国を「市場経済国」と認め、中国のWTO加盟時に認められた中国にとって不利な規定を適用しないことを明らかにしている（第14条）。

### 1. 「枠組み協定」に基づく早期収穫措置（EHP）

ACFTAでは、「物品貿易協定」による関税引き下げに先立ち、「枠組み協定」に基づいて「早期収穫措置（EHP：Early Harvest Programme）」が実施されている（第6条）。EHPにより、一部の例外を除く農水産物（HS01－08類）については2004年1月より関税引き下げが開始された<sup>3</sup>。「枠組み協定」によれば、中国とASEAN6の間では、EHP対象品目に関しては遅くとも2005年末までに関税が撤廃されることが規定されている。CLMV諸国については、ASEAN6よりも猶予期間が与えられており、国ごとに関税引き下げスケジュールが定められている。最も遅いカンボジアの場合、2009年末までに対象品目の関税を撤廃することとなっている（図表1）。後述のように、EHP対象品目は国によって異なるが、中国とASEAN6（フィリピンを除く）は約600品目をEHPの対象としている。

<sup>2</sup> 原産地規則などを規定した「枠組み協定」修正議定書や紛争処理メカニズム協定などがある。

<sup>3</sup> タイと中国の合意により、両国間に関しては2003年10月よりHS07-08類を対象にEHPが開始された。また、フィリピン－中国間では、他国より遅れて2005年5月にEHP対象品目に関する合意がなされたが、ジェットロによれば、同年2月より、フィリピン－中国間のEHPが開始されたとのことである。

図表 1：早期収穫措置による関税引き下げスケジュール

【ASEAN6 及び中国】

X = MFN 税率	ACFTA 特惠税率 (%)		
	2004	2005	2006
X > 15%	10	5	0
5% ≤ X ≤ 15%	5	0	0
X < 5%	0	0	0

【CLMV 諸国】

	X = MFN 税率	ACFTA 特惠税率 (%)						
		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ベトナム	X ≥ 30%	20	15	10	5	0	0	0
	15% ≤ X < 30%	10	10	5	5	0	0	0
	X < 15%	5	5	0-5	0-5	0	0	0
ラオス 及び ミャンマー	X ≥ 30%	-	-	20	14	8	0	0
	15% ≤ X < 30%	-	-	10	10	5	0	0
	X < 15%	-	-	5	5	0-5	0	0
カンボジア	X ≥ 30%	-	-	20	15	10	5	0
	15% ≤ X < 30%	-	-	10	10	5	5	0
	X < 15%	-	-	5	5	0-5	0-5	0

(注) MFN (最恵国待遇) 税率は 2003 年 7 月 1 日時点の関税率。WTO 非加盟国の場合は同日時点の対中関税率。ACFTA 特惠税率は、各年 1 月 1 日現在の関税率。

(出所) 「ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定」 付属書 3

このうち、カンボジア、ラオス、ベトナムは、EHPの対象としない例外品目を設けている。カンボジアは鶏肉、鯉、野菜類（トマト、たまねぎ、にんじん等）、果実類（パイナップル、オレンジ、竜眼等）など 30 品目、ラオスは肉類（牛肉、豚肉、鶏肉等）、野菜類（トマト、にんじん等）、果実類（パイナップル、マンゴー等）など 56 品目、ベトナムは鶏肉、鳥卵、柑橘類（レモン、グレープフルーツ等）など 15 品目をEHPの例外品目としている。また、マレーシアは、中国に対する例外品目は設けていないが、ASEAN諸国に対して鳥卵、果実類（バナナ、パイナップル、マンゴー等）など 22 品目をEHP例外品目に指定している

4. なお、EHPによる関税引き下げが適用されるためには、当該品目を自国（輸出国）もEHP対象品目としていなければならない旨の規定があるため、自国が例外品目とした品目については、相手国のEHPに基づく特惠税率の適用を受けることはできない（第6条3項(b)(iv)）。

例外品目とは反対に、農水産物（HS01-08類）以外を追加的にEHPの対象としている国もある。例えば、インドネシアは植物性油脂（やし油、パーム油等）、石鹼、木製家具など14品目、マレーシアは植物性油脂（やし油、パーム油等）、ココア、石炭（無煙炭、コークス等）など19品目、タイは石炭（無煙炭、コークス等）2品目をEHPの対象とすることで中国と合意している。なお、ブルネイとシンガポールは、中国と他のASEAN諸国が合意したすべての品目をEHPの対象とすることとなっている（「枠組み協定」修正議定書補遺3）。

## 2. 「物品貿易協定」に基づく関税引き下げ・撤廃

「物品貿易協定」は、「枠組み協定」第3条に基づき、EHP対象品目以外のすべての品目に関する関税引き下げ・撤廃のスケジュールを規定している。「物品貿易協定」は、2005年1月1日に発効したが、これに基づく関税引き下げ措置は、2005年7月20日より開始された。ただし、中国が同日から関税引き下げを開始したのは、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、シンガポール及びタイの6カ国に対してのみである<sup>5</sup>。中国はこれら6カ国に対し、3408品目（対6カ国共通税率品目及び対6カ国国別税率品目の合計）で関税を引き下げた。

「物品貿易協定」の下では、通常関税引き下げスケジュールに応じて関税引き下げを行う品目（ノーマル・トラック品目）と、関税引き下げの猶予期間が与えられる品目（センシティブ・トラック品目）に分けられて関税引き下げが行われる。ノーマル・トラック品目は、原則2009年末までに関税が撤廃される。ただし、そのうちの150品目を超えない範囲で、関税撤廃期限を2011年末まで延長することができる。CLMV諸国については、原則2014年末まで関税撤廃期限が猶予され、250品目を超えない範囲で2017年末まで関税撤廃期限を延長することが認められている（図表2）。

センシティブ・トラック品目は、さらにセンシティブ・リスト品目と高度センシティブ・リスト品目に分けられている。ASEAN6と中国は、400品目（HS6桁レベル）かつ総輸入額の10%以下（2001年貿易統計に基づく）を上限にセンシティブ・トラック品目を指定す

<sup>4</sup> 「枠組み協定」修正議定書補遺2による。例外品目数は、HS6桁レベルだが、マレーシアのみHS9桁レベルとなっている（HS6桁レベルでは9品目相当）。後述する追加品目については、マレーシアも含めHS6桁レベルである。なお、フィリピンの例外品目リストは明らかではない。

<sup>5</sup> 相手国側の国内手続き上の問題が理由とみられる。中国税関当局の2006年1月よりの輸入関税率表におけるACFTAに関する附表には、上記6カ国のみが含まれている（中国海関総署公告2005年第64号）。助川（2006）によれば、2006年5月現在、国内手続きを終えて関税引き下げを開始しているのは、中国、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイの7カ国とのことである。



図表 2：ノーマル・トラック品目の関税引き下げスケジュール

【ASEAN6 及び中国】

X = MFN 税率	ACFTA 特恵税率 (%)			
	開始時	2007	2009	2010
$X \geq 20\%$	20	12	5	0
$15\% \leq X < 20\%$	15	8	5	0
$10\% \leq X < 15\%$	10	8	5	0
$5\% < X < 10\%$	5	5	0	0
$X \leq 5\%$	現状維持		0	0

(表注) ノーマル・トラック品目数の 40%以上の品目につき、開始時に関税率を 5%以下にすること、60%以上の品目につき、2006 年末までに 5%以下にすることも規定されている。

【ベトナム】

X = MFN 税率	ACFTA 特恵税率 (%)							
	開始時	2006	2007	2008	2009	2011	2013	2015
$X \geq 60\%$	60	50	40	30	25	15	10	0
$45\% \leq X < 60\%$	40	35	35	30	25	15	10	0
$35\% \leq X < 45\%$	35	30	30	25	20	15	5	0
$30\% \leq X < 35\%$	30	25	25	20	17	10	5	0
$25\% \leq X < 30\%$	25	20	20	15	15	10	5	0
$20\% \leq X < 25\%$	20	20	15	15	15	10	0-5	0
$15\% \leq X < 20\%$	15	15	10	10	10	5	0-5	0
$10\% \leq X < 15\%$	10	10	10	10	8	5	0-5	0
$7\% \leq X < 10\%$	7	7	7	7	5	5	0-5	0
$5\% \leq X < 7\%$	5	5	5	5	5	5	0-5	0
$X < 5\%$	現状維持							0

(表注) ノーマル・トラック品目数の 50%以上の品目につき、2008 年末までに関税率を 5%以下にすることも規定されている。

【カンボジア、ラオス、ミャンマー】

X = MFN 税率	ACFTA 特惠税率 (%)							
	開始時	2006	2007	2008	2009	2011	2013	2015
$X \geq 60\%$	60	50	40	30	25	15	10	0
$45\% \leq X < 60\%$	40	35	35	30	25	15	10	0
$35\% \leq X < 45\%$	35	35	30	30	20	15	5	0
$30\% \leq X < 35\%$	30	25	25	20	20	10	5	0
$25\% \leq X < 30\%$	25	25	25	20	20	10	5	0
$20\% \leq X < 25\%$	20	20	15	15	15	10	0-5	0
$15\% \leq X < 20\%$	15	15	15	15	15	5	0-5	0
$10\% \leq X < 15\%$	10	10	10	10	8	5	0-5	0
$7\% \leq X < 10\%$	7*	7*	7*	7*	7*	5	0-5	0
$5\% \leq X < 7\%$	5	5	5	5	5	5	0-5	0
$X < 5\%$	現状維持							0

(表注1) \*印については、ミャンマーは2010年まで7.5%未満であればよい。

(表注2) ノーマル・トラック品目数の50%以上の品目につき、ラオス及びミャンマーは2009年末までに、カンボジアは2011年末までに関税率を5%以下にすること、40%以上の品目につき、3カ国とも2012年末までに関税を撤廃することも規定されている。

(注) 開始時を除き、各年1月1日現在の関税率。

(出所) 「ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」付属書1

ることができる。さらに、センシティブ・トラック品目のうち、関税品目数で40%あるいは100品目のどちらか少ない品目数を上限に高度センシティブ・リスト品目を指定することが認められている。センシティブ・リスト品目（センシティブ・トラック品目のうち、高度センシティブ・リスト品目に含まれないもの）については、関税率を2011年末までに20%までに、さらに、2017年末までに5%以下に引き下げることとされている。高度センシティブ・リスト品目については、関税率を2014年末までに50%以下に引き下げればよいことになっている。CLM諸国には、センシティブ・トラック品目として500品目、高度センシティブ・リスト品目としてセンシティブ・トラック品目のうち関税品目数で40%あるいは150品目のどちらか少ない品目数が認められている。関税引き下げ期限も、センシティブ・リスト品目については20%まで、5%以下への引き下げ期限がそれぞれ2014年末、2019年末までに延長されている。高度センシティブ・リスト品目については、関税率を50%

以下に引き下げる期限が 2017 年末までとなっている<sup>6</sup>。

一般に、FTAにおける関税引き下げ・撤廃スケジュールの表し方には、いくつかの方法がある。我が国がこれまでに締結したFTAでは、関税引き下げの方法・期間をいくつかの категорияに分類し（例：即時撤廃=A、5年間の定率削減=B）、譲許表の各品目欄に該当するカテゴリー名を記す方法がとられている。他国のFTAでは、品目ごとに図表 1や図表 2のような各年の関税率を記すものもある。しかし、ACFTAの場合は、上記のように、原則となる関税引き下げ・撤廃スケジュール（ノーマル・トラック品目）が適用されない例外品目を示し、それぞれの関税引き下げ・撤廃スケジュールを基準時点の関税率によって分類する方法（ネガティブ・リスト方式）がとられている。したがって、ACFTAの場合、ノーマル・トラック品目の例外品目、センシティブ・トラック品目（センシティブ・リスト品目及び高度センシティブ・リスト品目）に指定されていない品目がノーマル・トラック品目ということになる。

図表 3：ACFTA のカテゴリー別関税引き下げスケジュール概要

		実施期限	2006	2010	2012	2015	2018	2020
中国及びASEAN6	早期収穫措置			2006年より0%				
	ノーマル・トラック品目			2010年より0%				
	例外品目(150品目)			2012年より0%				
	センシティブ・トラック品目(400品目)							
	センシティブ・リスト品目			20%以下へ		0~5%へ		
	高度センシティブ・リスト品目(100品目)			50%以下へ				
CLM諸国(ベトナムを除く)	早期収穫措置			2010年より0%(注3)				
	ノーマルトラック品目					2015年より0%(ベトナム含む)		
	例外品目(250品目)			2018年より0%				
	センシティブ・トラック品目(500品目)							
	センシティブ・リスト品目			20%以下へ		0~5%へ		
	高度センシティブ・リスト品目(150品目)			50%以下へ				

(注 1) 括弧内は品目数上限。その他に、輸入額に占める比率等での上限が規定されている。詳細は本文参照。三角形は段階的削減スケジュールが規定されている品目。

(注 2) ベトナムはCLM諸国とは異なる扱いとなっている。詳細は本文、図表 1図表 2、注6等参照。

(注 3) ベトナムは 2008 年、ラオス・ミャンマーは 2009 年、カンボジアは 2010 年より 0%。

(出所) 経済産業省 (2006) 第 3-1-27 図を基にみずほ総合研究所作成

では、どのような品目が例外となっているかを ASEAN6 を中心にみると、まずノーマル・トラック品目の例外品目として、中国及びタイは上限である 150 品目を指定している。中国の場合、食料品・飲料やプラスチック・ゴム製品、木材製品、一般機械、電気機

<sup>6</sup> ベトナムのセンシティブ・トラック品目に関しては、ノーマル・トラック品目同様、CLM諸国よりもやや自由化度合いの高い規定となっているとみられるが、詳細は明らかではない。

器、輸送機械など多岐にわたっているが、タイの場合は 150 品目中 143 品目が衣類及び履物となっている。ブルネイは一般機械、輸送機械、光学機器などを中心に 94 品目を指定、シンガポールは指定品目はない。インドネシアは、上限が 150 品目とされているにもかかわらず、397 品目を例外としている。例外品目は多岐にわたるが、有機化学品、プラスチック製品、衣類、鉄鋼・同製品などの品目数が多くなっている。フィリピンは、品目の指定が 2008 年以降になり、かつ、品目数は 150 品目を超えるとされている。

次に、センシティブ・トラック品目としては、上限 400 品目に対して 399 品目を指定したインドネシアをはじめ、マレーシア (368 品目)、フィリピン (344 品目)、タイ (342 品目) が 300 品目を超える品目を指定している。中国は 260 品目を指定している。このうち、センシティブ・リスト品目は、図表 4 のようになっている。品目は国によって異なるが、プラスチック製品、鉄鋼、輸送機械などが多く指定されている。

図表 4：ASEAN6 及び中国のセンシティブ・リスト品目

中国		ブルネイ		インドネシア	
紙・同製品(48)	64	電気機器(85)	28	プラスチック製品(39)	73
輸送機械(87)	11	家具・照明器具(94)	12	輸送機械(87)	29
写真用材料(37)	10	履物(64)	9	衣類(62)	28
木材・同製品(44)	8	一般機械(84)	7	有機化学品(29)	25
印刷物(49)	8	紡織用繊維製品(63)	4	衣類(61)	23
その他	59	その他	6	鉄鋼(72)	23
計	160	計	66	その他	148
				計	349

マレーシア		フィリピン		タイ	
一般機械(84)	35	プラスチック製品(39)	43	鉄鋼(72)	57
プラスチック製品(39)	29	輸送機械(87)	42	電気機器(85)	49
輸送機械(87)	24	鉄鋼(72)	30	履物(64)	22
鉄鋼(72)	23	衣類(61)	28	鉄鋼製品(73)	21
綿織物(52)	21	紡織用繊維製品(63)	27	一般機械(84)	19
その他	140	その他	97	その他	74
計	272	計	267	計	242

(注) シンガポールは、蒸留酒 (Samsoo) 1 品目のみ。品目数は HS6 桁ベース。品目数の多い上位 5 分類 (HS2 桁レベル) を列挙。

(出所) 「ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」付属書 2 補遺 1

高度センシティブ・リスト品目は、中国及びタイが上限の 100 品目を指定している。インドネシアは、センシティブ・リスト品目の割合が大きく、高度センシティブ・リスト品

目は 50 品目に留まっている。品目の内訳は、輸送機械のように、センシティブ・リスト品目と同類の品目もみられるが、農産物・加工食品のようにセンシティブ・リスト品目としては多くなかった品目も多く指定されている。中国は、高度センシティブ・リスト品目のみでも、センシティブ・トラック品目全体でみても、その 4 割が紙・同製品で占められている（図表 5）<sup>7</sup>。

図表 5：ASEAN6 及び中国の高度センシティブ・リスト品目

中国		インドネシア	
紙・同製品(48)	40	輸送機械(87)	23
木材・同製品(44)	11	穀物(10)	6
輸送機械(87)	8	プラスチック製品(39)	5
穀粉(11)	7	糖類・砂糖菓子(17)	4
油脂(15)	6	陶磁製品(69)	3
その他	28	その他	9
計	100	計	50

マレーシア		フィリピン		タイ	
鉄鋼(72)	43	プラスチック製品(39)	15	輸送機械(87)	22
輸送機械(87)	17	肉類(02)	14	コーヒー・茶(09)	11
たばこ類(24)	7	野菜類(07)	9	油脂(15)	8
ガラス製品(70)	7	ガラス製品(70)	9	石材等(68)	8
陶磁製品(69)	5	輸送機械(87)	7	一般機械(84)	7
その他	17	その他	23	その他	44
計	96	計	77	計	100

(注) ブルネイは輸送機械(87)のみ 34 品目、シンガポールはビール 1 品目のみ。品目数は HS6 桁ベース。品目数の多い上位 5 分類 (HS2 桁レベル) を列挙。

(出所)「ASEAN－中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」付属書 2 補遺 2

センシティブ・トラック品目をみると、本来 2006 年には関税が撤廃されているべきである EHP 対象品目が含まれている。これは、EHP で撤廃される関税とは関税割当品目における枠内税率（一次税率）であり、センシティブ・トラック品目に指定されているのは同一品目の枠外税率（二次税率）ということである。なお、関税割当品目の扱いについては、

<sup>7</sup> 前述のごとく、センシティブ・トラック品目のうち、関税品目数で 40% あるいは 100 品目のどちらか少ない品目数を上限に高度センシティブ・リスト品目を指定することができる。しかし、シンガポールの場合、センシティブ・トラック品目として 2 品目、うち 1 品目を高度センシティブ・リスト品目に指定しているが、これは厳密に言えば、センシティブ・トラック品目の 50% の品目数を高度センシティブ・リスト品目に指定していることになる。

物品貿易協定（付属書 2 第 7 条）において 2005 年 3 月末までに合意することが規定されているが、交渉は現在も継続中である<sup>8</sup>。

ASEAN6 と中国の間の規定を見る限り、ノーマル・トラック品目の関税撤廃期限は協定発効後 5 年（例外品目でも 7 年）以内とし、センシティブ・トラック品目を総輸入額の 10% 以下に留めるなど、途上国に対して FTA に関する規律の緩和を認めた、いわゆる授權条項ではなく、GATT 第 24 条の解釈に基づく WTO 協定に整合的な自由貿易協定となっているようにもみえる<sup>9</sup>。ただし、留意すべき点がいくつかある。

第一に、センシティブ・トラック品目に挙げられている品目である。これまでみてきたように、多くの国が、繊維・衣類や一般機械・電気機器などをセンシティブ・リスト品目に指定し、農産物・加工食品や輸送機械を高度センシティブ・リスト品目としている。これらの品目には、自動車や家電製品など、中国や ASEAN 諸国の重要産品であり、現地で活動する日系企業などが自由化を期待していた品目が多く含まれている（図表 6）。現在の貿易量が僅少なものは、高関税等の貿易障壁によって保護されているためと思われる品目もあり、自由化対象となっていれば貿易量の増大が見込まれたものも少なくない。この点からは、協定発効前の「総輸入額の 10% 以下」という条件を満たしているとしても、自由化度の高い協定とは言い難い面がある。

第二に、ACFTA の「互惠関税率（reciprocal tariff rate）」という相互主義規定である。これは、たとえ自国（輸入国）が協定により関税引き下げを約束していたとしても、相手国（輸出国）が同一品目について関税引き下げを約束していなければ、相手国に対して協定によって引き下げられた関税率を適用しなくともよい、という規定である（「物品貿易協定」付属書 2 第 6 条）。つまり、この規定によれば、相手国（輸入国）の ACFTA に基づく特惠税率（ACFTA 協定税率）の適用を受けるためには、自国（輸出国）が同一品目をノーマル・トラック品目としているか、自国（輸出国）がセンシティブ・トラック品目に指定してはいるものの、その関税率が 10% 以下かつ相手国（輸入国）の関税率よりも低率である必要がある（図表 7）。この規定によれば、輸入国がノーマル・トラックに分類している品目であっても、輸出国がセンシティブ・トラック品目に指定している場合には、輸入国が当該品目に課す関税率は次の 3 通りとなる。①その品目の輸出国の税率が 10% を超える場合は、協定税率は適用されず、MFN 税率が適用される。②その品目の輸出国の税率が 10%

<sup>8</sup> 中国商務部によれば、関税割当品目を有するのは中国、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムの 5 カ国であり、中国と ASEAN4 カ国の間で二国間協議が行われているとのことである（2006 年 3 月現在）。

<sup>9</sup> GATT 第 24 条では、WTO 協定整合的な FTA の条件として、「実質上すべての貿易」を自由化することが規定されている。これを満たす目安として、①貿易量の 90% 以上が自由化されていること、②特定分野が除外されていないこと、③経過期間が原則 10 年以内であること、が挙げられている。ただし、途上国間の FTA では、これらの条件を満たさなくともよいとされ、その根拠となっている規定が授權条項と呼ばれている。ACFTA は当初、GATT 第 24 条に基づく「高度な自由化」を目指すと報じられていたが、実際の WTO への通報は、「枠組み協定」及び「物品貿易協定」とも授權条項に基づいて行われている。EU 等は、WTO の場で、協定の規定振りから、ACFTA は GATT 第 24 条に基づいて通報されるべき旨述べている〔WTO 文書、WT/COMTD/M/55 及び WT/COMTD/51/Add.2〕。

以下、かつ、輸入国の税率が輸出国の税率より高率の場合は、協定税率が適用される。③その品目の輸出国の税率が 10%以下、かつ、輸出国の税率が輸入国の税率より高率の場合は、輸出国の税率が適用される。ただし、輸出国の税率が輸入国のMFN税率を上回る場合は、輸入国のMFN税率が適用される。

図表 6 : ASEAN4 カ国及び中国のセンシティブ・トラック品目の例

	センシティブ・リスト品目	高度センシティブ・リスト品目
中国	車両用エンジン(1000cc超)、車両用ディーゼル・エンジン、乗用車用エアコン、バス(10人乗り以上)、トラック、自動車用部品、タンカー、貨物船	カラーテレビ、ディーゼル・バス(10人乗り以上)、乗用車、ディーゼル・トラック(5トン以下)
インドネシア	衣類・履物、鉄鋼フラットロール製品、鋼管、車両用エンジン(50cc超)、録音機、テレビ・モニター、自動車用部品、ダンプカー、原付自転車(50cc以下)、自転車、グランドピアノ	運動靴、陶磁製食器、ディーゼル・バス(10人乗り以上)、乗用車、トラック、オートバイ、グランドピアノ、ボール
マレーシア	衣類・履物、鉄鋼半製品・棒鋼、鋼管、建機(クレーン、フォークリフト、昇降機、ブルドーザー、ショベル等)、カラーテレビ、電気導体(同軸ケーブル等)、バス(10人乗り以上、CKD含む)、乗用車(CKD含む)、トラック(CKD含む)、オートバイ(CKD含む)	陶磁製食器、板ガラス、鉄鋼フラットロール製品、カラーテレビ、乗用車(CKD含む)、トラック、オートバイ(250cc以下)
フィリピン	衣類・履物、鉄鋼半製品・フラットロール製品、エンジン用部品、エアコン(自動車用含む)、冷蔵庫、洗濯機、バス(10人乗り以上)、乗用車、トラック、自動車用部品、オートバイ用部品、自転車用部品	綿製リネン、板ガラス、乗用車(1500cc超3000cc以下)、オートバイ
タイ	履物、板ガラス、鉄鋼フラットロール製品、棒鋼、形鋼、鋼線、ステンレス鋼、陰極銅、圧縮機、ファン、冷蔵庫、昇降機、洗濯機、電動機、蓄電池、食物用ミキサー、湯沸器、アイロン、電子レンジ、オーブン、カーラジオ、カラーテレビ、鋼線、電気導体(同軸ケーブル等)、サーモスタット、玩具(人形、模型等)	建築用石、陶磁製タイル、陶磁製食器、ガラス鏡、鉄鋼製コイルばね、車両用エンジン、乗用車、自動車用部品、オートバイ、オートバイ用部品

(注) HS61 類以降で、その一部に当該品目を含む主な製品を例示。

(出所)「ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」付属書 2 補遺 1 及び 2

この「互恵関税率」規定が適用されると、実際に協定税率が適用される品目数は少なからず減少することになる。例えば、タイ-中国間でみると、中国はエアコン(HS8415)<sup>10</sup>、冷蔵庫(HS8418)、洗濯機(HS8450)などの家電製品をノーマル・トラック品目としているが、タイはこれらの品目をセンシティブ・トラック品目に指定し、かつ、一部品目で10%超の関税を課している。したがって、「互恵関税率」規定により、これらの品目のタイからの対中輸出にはMFN税率が適用され、協定税率は適用されないことになる。つまり、「互恵関税率」規定があるFTAでは、輸出国・輸入国双方の譲許表及び関税率をみなければ、当

<sup>10</sup> 自動車用(HS841520)を除く。

該FTAの真の自由化度合いは判断できないということであり、輸入国側からのみみた「総輸入額の10%以下」という基準は必ずしも実態を反映しないことになる。

図表 7：ACFTA で適用される関税率

			輸入国		
			ノーマル・トラック品目	センシティブ・トラック品目	
輸出 国	ノーマル・トラック品目		協定税率	センシティブ・トラック税率 (2011年末までMFN税率)	
	センシ ティブ ・ト ラック 品目	10% <	MFN税率		
		10% ≥	輸入国 > 輸出国		協定税率
			輸入国 < 輸出国		輸出国税率

(注) ASEAN6 及び中国の場合。ただし、輸出国税率が相手国（輸入国）の MFN 税率を上回る場合は、相手国の MFN 税率が適用される。

(出所) 「ASEAN－中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定」 よりみず総合研究所作成

なお、当該製品がACFTAの対象となるかどうかを決める原産地規則は、ASEAN自由貿易地域（AFTA）の共通効果特惠関税（CEPT）スキームにおける原産地規則同様、域内累積原産地比率（中国及びASEAN10 カ国で調達された原材料価格が製品価格に占める比率）が40%以上であることが原則となっている<sup>11</sup>。

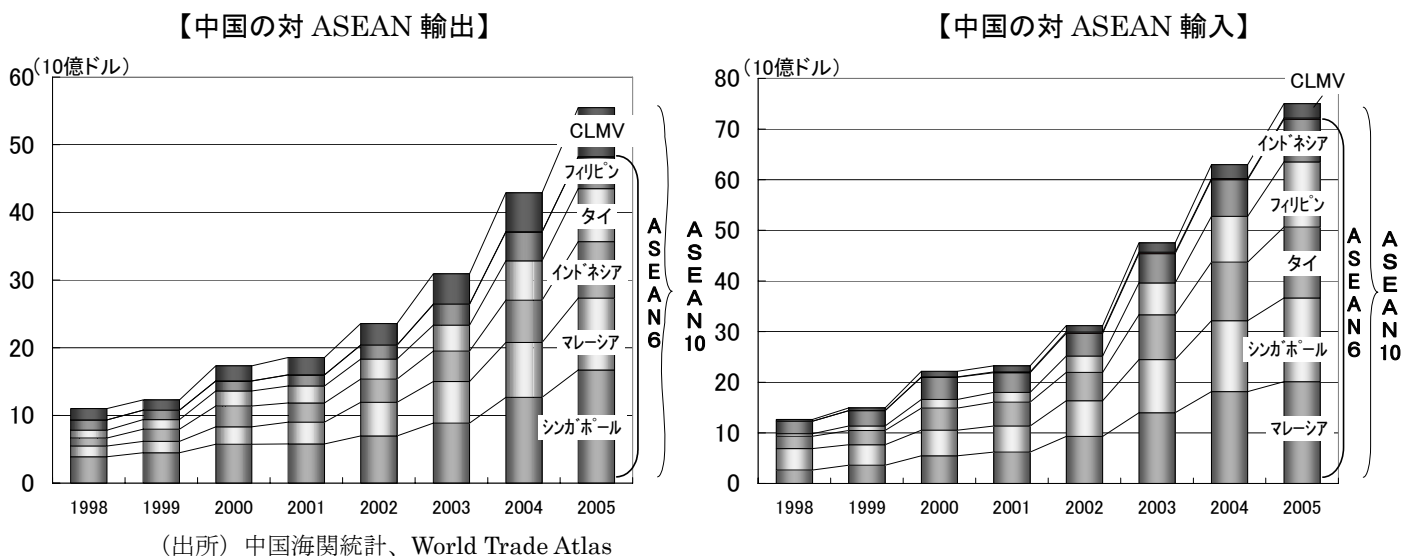
<sup>11</sup> { (非中国・ASEAN原材料＋原産地が特定できない原材料) / 製品のFOB価格 } × 100 < 60(%) を満たす製品がACFTAの対象となる。詳細は、「物品貿易協定」付属書3等を参照のこと。



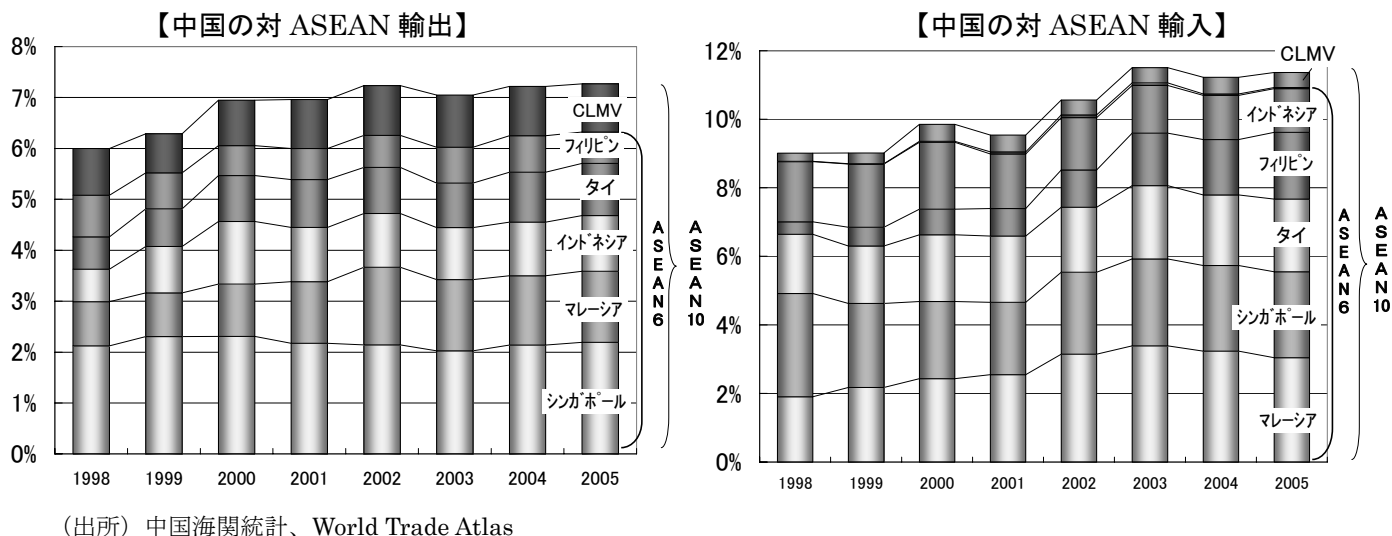
## II. 中国—ASEAN間の貿易概況

中国の対世界貿易は、近年大きな成長を遂げ、今や中国は日本を抜き、米国・ドイツに次ぐ世界第3位の貿易大国である。中国の対世界貿易は、1998年から2005年の間に、輸出で4.15倍、輸入で4.70倍に拡大している。中国の貿易量自体が大きく増大するなかで、中国の対ASEAN貿易はさらに大きく拡大した。中国の対ASEAN輸出は、1998年の110億ドルから、2005年には555億ドルへと5倍以上の規模に拡大した。中国の対ASEAN輸入は、同期間に126億ドルから750億ドルへと約6倍の規模に拡大し、中国側の輸入超過（赤字）が続いている（図表8）。中国にとってASEANは、輸出で米国、香港、日本に次ぐ第4位、輸入で日本、韓国に次ぐ第3位の規模の貿易相手であり、中国の対世界貿易に占めるASEANのシェアは、輸出で7.27%、輸入で11.36%を占めている（2005年）。

図表 8：中国—ASEAN間貿易の推移



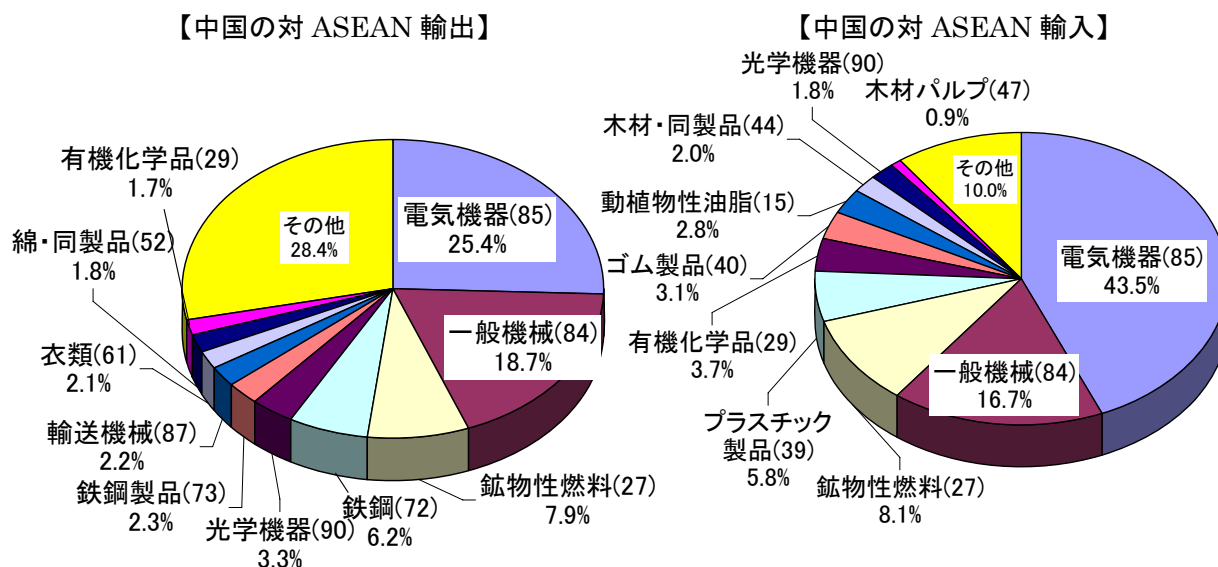
図表 9：中国の対世界貿易に占める対 ASEAN 貿易シェアの推移



ASEAN を国別にみると、中国の輸出相手国（2005 年）として、シンガポール（第 8 位）、マレーシア（第 15 位）、インドネシア（第 19 位）、タイ（第 20 位）に続き、ベトナム（第 22 位）がフィリピン（第 25 位）を抜き顔を出している。輸入では、マレーシア（第 7 位）、シンガポール（第 8 位）、タイ（第 11 位）、フィリピン（第 12 位）、インドネシア（第 18 位）という順になっている。

次に、中国－ASEAN間貿易の品目構成（HS2 桁レベル）をみると、中国の対ASEAN輸出・輸入とも、電気機器、一般機械、鉱物性燃料が上位 3 品目を占め、この 3 品目で輸出では約 52%、輸入では約 68%を占めている。特に輸入では、近年電気機器のシェアが伸びており、2005 年には 43.5%に達している<sup>12</sup>（図表 10）。

図表 10：中国－ASEAN 間貿易の品目構成（2005 年）



(注) 括弧内の数字は HS コード (2 桁レベル)。

(出所) 中国海関統計、World Trade Atlas

貿易品目構成は国によって異なるが、中国と ASEAN5（ASEAN6 からブルネイを除く）間の貿易では、インドネシアを除く 4 カ国で一般機械・電気機器が輸出入とも貿易額上位 2 品目を占めている。中国の輸出では、タイとマレーシアで両品目がともに 2 割台で同水準の輸出額となっているが、シンガポール及びフィリピンでは、電気機器の割合が高くなっている。中国の輸入では、輸出同様、両品目がともに 2 割台の同水準であるタイを除き、他の 3 カ国では電気機器の比率が高くなっている。特に、マレーシアでは、中国の同国からの総輸入額の 6 割超が電気機器であり、フィリピンではその比率が 7 割に達している。中国－インドネシア間貿易では、輸出入とも鉱物性燃料が貿易額の約 2 割を占め、首位となっている。

<sup>12</sup> 通商白書（2004）では、中国とASEAN諸国の間で機械分野における工程間分業が広がりつつあると指摘し、その背景には域内における部品関税率の低下があるとしている。

### Ⅲ. ACFTA による中国－ASEAN 間貿易への影響

#### 1. 期待された効果（事前シミュレーション）

ACFTAの締結に際しては、ASEAN事務局などがACFTAによる貿易自由化によって生じる経済効果を事前にシミュレーションしている。例えば、2001年にASEAN事務局が行ったシミュレーションでは、ASEAN域内関税及びASEAN－中国間の関税がともに撤廃されると仮定した場合、ACFTAは、中国の対ASEAN輸出を55.1%、ASEANの対中輸出を48%増加させ、中国のGDPを0.3%、ASEANのGDPを0.9%増加させるとの結果になっている<sup>13</sup>。

また、タイ・チュラロンコーン大学が行った同様のシミュレーションでは、域内関税がすべて撤廃された場合、中国の対ASEAN輸出を23.07%、ASEANの対中輸出を53.27%増加させるとの結果になっている（図表11）<sup>14</sup>。このシミュレーションによれば、ACFTAにより、中国－ASEAN間貿易は増加するが、ASEAN域内貿易は減少する。日・米・EUなどの域外国の対ASEAN輸出は増加するが、対中輸出は減少し、総体としてはACFTAは域外国の貿易に負の影響をもたらす結果となっている。

図表 11：ACFTA（関税撤廃）の貿易への影響

輸出国\輸入国	中国	ASEAN	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム	日本	米国	EU	その他	計
中国	-	23.07	55.01	28.36	23.67	46.58	1.52	91.59	0.04	0.13	0.12	0.07	1.91
ASEAN	53.27	-0.79	-	-	-	-	-	-	-1.41	-0.83	-1.04	-1.21	0.76
タイ	63.33	-	-	-1.42	-4.62	-5.28	0.79	-6.05	-1.82	-1.11	-1.45	-2.38	0.74
マレーシア	52.98	-	-2.04	-	-1.61	-3.35	0.37	-6.01	-1.51	-0.98	-1.24	-1.58	0.63
インドネシア	26.85	-	-2.7	-0.71	-	-2.94	0.76	-10.1	-0.75	-0.63	-0.72	-0.78	0.46
フィリピン	31.34	-	-1.17	-0.95	0.78	-	1.73	-4.8	0.55	2.18	0.91	0.72	1.55
シンガポール	68.58	-	-1.67	-0.55	-0.79	-3.27	-	-8.72	-0.83	-0.76	-0.83	-0.85	0.83
ベトナム	10.06	-	-1.18	9.08	-0.77	3.92	1.2	-	1.93	-0.52	4.96	0.51	2.8
日本	-1.31	0.23	-0.81	0.33	-0.27	-0.88	1.24	-5.73	-	0.05	0.05	0.03	-0.07
米国	-2.39	0.54	-0.34	0.81	0	-0.76	1.19	-3.58	0.02	-	-0.02	-0.02	-0.04
EU	-1.5	0.38	-0.25	0.5	0.03	-1.69	1.23	-3.81	-0.02	-0.02	-0.02	-0.03	-0.04
その他	-2.08	0.63	-0.55	0.62	-0.24	-1.14	1.52	-3.9	0.15	-0.03	-0.02	0.02	-0.09
計	1.61	1.03	0.95	0.97	0.67	0.43	1.17	1.43	-0.07	-0.05	-0.03	-0.07	0.07

（注）単位は%。タイ・チュラロンコーン大学によるシミュレーション。明らかに誤りと思われる一部箇所は削除した。

（出所）Chirathivat and Mallikamas(2005), TABLE 4.4

他方、実際のACFTAによる関税引き下げスケジュールを反映させたタイ・チュラロンコーン大学による別のシミュレーションでは、2005年から2018年の間に、中国の対ASEAN輸出は18.53%、ASEANの対中輸出は21.78%増加するという結果になっている。また、同シミュレーションは中国－タイ間貿易に焦点を当てているが、これによれば、中国の対

<sup>13</sup> 1995年を基準年とするGTAPモデル（version4）によるシミュレーション。Crodenillo(2005)及びACEGCE(2001)。

<sup>14</sup> 注13のASEAN事務局で用いたGTAPモデルをチュラロンコーン大学のモデルに組み込んだもの。Chirathivat and Mallikamas(2005)。

タイ輸出が 95.79%、タイの対中輸出が 23.62%増加すると見込まれている<sup>15</sup>。

図表 12：ACFTA（関税引き下げ）の貿易への影響

輸出国\輸入国	中国	ASEAN	タイ	その他	総計
中国	-	18.53	95.79	-0.66	0.94
ASEAN	21.78	-	-4.25	-0.95	0.42
タイ	23.62	-0.62	-	-0.26	1.20
その他	-1.00	-0.30	-2.92	-	-0.03
総計	1.39	0.52	2.02	-0.04	

(注) 単位は%。タイ・チュラロンコーン大学による、実際の関税引き下げスケジュールを反映させたシミュレーション。

(出所) Sabhasri et al.(2006).

同シミュレーションでは、ACFTAにより、ASEAN 諸国の対タイ輸出は 4.25%減、タイの対 ASEAN 諸国輸出は 0.62%減と、ASEAN 域内貿易の減少を見込んでいる。また、ACFTA 域外輸出につき、ASEAN は 0.95%減、中国は 0.66%減、域外国の ACFTA 域内向け輸出につき、対 ASEAN 輸出が 0.30%減、うち、対タイ輸出が 2.92%減、対中輸出が 1.00%減と見込んでいる。同シミュレーションによれば、ACFTAにより、中国と ASEAN 各国の二国間貿易が活発化する一方、ASEAN 域内貿易や ACFTA 諸国と域外国の貿易は若干減少することになる。ASEAN 域内では対中貿易で貿易創出効果と貿易転換効果の双方が生じる結果、総体的には ACFTA 諸国にとってはプラスの効果が生じる。他方、域外国にとっては若干のマイナスの効果（輸出で 0.03%減、輸入で 0.04%減）が生じる。

品目別には、中国の対タイ輸出品目として、牛肉、肉製品、衣類、木材・同製品、金属製品、輸送機械など、タイの対中輸出品目として、酪製品、衣類、自動車・同部品、機械類などの輸出増大が見込まれている<sup>16</sup>。

## 2. ACFTA 開始後の中国－ASEAN 間貿易

前節のシミュレーションは、いずれも ACFTA が締結された場合とそうでない場合の比較であり、また、長期的な効果を試算したものであるため、短期的な貿易量の変化がシミュレーション通りに生じるわけではない。また、貿易量の変化は、需給、為替、国際市況、農産物等では天候など、多くの要因に左右されるものであり、FTA 締結による関税引き下げの影響を特定するのは容易ではない。以上の点を踏まえた上で、ACFTA 開始後の中国－ASEAN 間貿易の変化を概観したい。

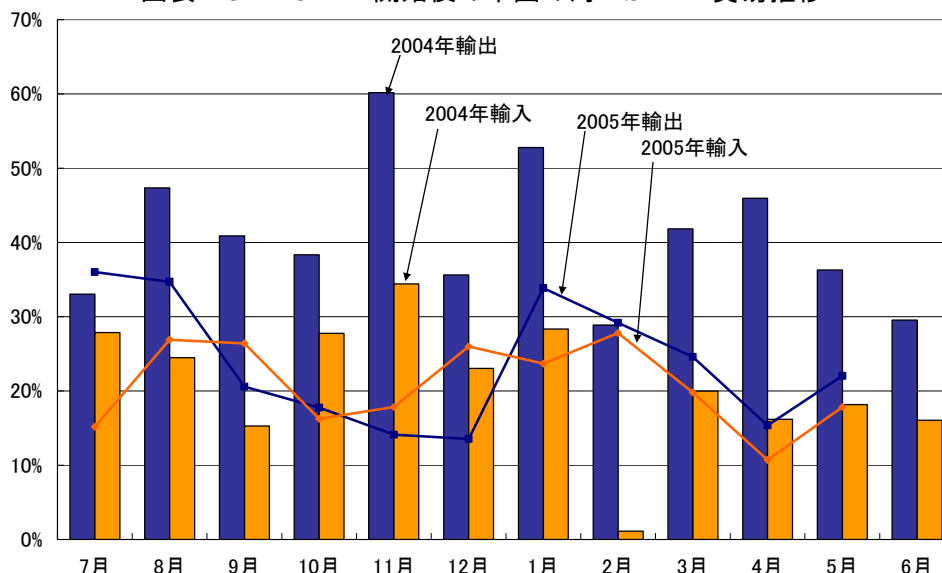
<sup>15</sup> Sabhasri et al.(2006). センシティブ・トラック品目等、実際の関税引き下げスケジュールを反映させた GTAP モデル (version6) による。

<sup>16</sup> Sabhasri et al.(2006)では、品目分類は HS (国際統一商品分類) ではなく、SITC (国連標準国際貿易商品分類) が用いられている。

### (1) ACFTA 開始後の中国－ASEAN 間貿易の推移

図表 8及び図表 9でみたように、近年中国の対ASEAN貿易は大きく伸びているが、中国の対世界貿易自体が同様に大きく伸びているため、中国の輸出入におけるASEANのシェアはわずかに拡大したに留まっている。ACFTAによる関税引き下げが開始された 2005 年 7 月以降をみても、貿易額の伸び率が高まった様子はみられない。関税引き下げ開始前の 2004 年度（2004 年 7 月－2005 年 6 月）と開始後の 2005 年度（2005 年 7 月－2006 年 5 月）の貿易額の前年比伸び率を月次ベース（前年同月比）でみると、中国の対ASEAN輸出入とも総じて 2004 年度の伸び率が 2005 年度を上回っている（図表 13）。中国の対世界貿易に占める対ASEAN貿易のシェアも、輸出入の双方で 2005 年度には 2004 年度よりもむしろ低下している。中国－ASEAN間貿易を全体としてみた場合、ACFTA開始初年度には、その効果は貿易額の変化としては現れていない。

図表 13：ACFTA 開始後の中国の対 ASEAN 貿易推移



(注) 棒グラフが 2004 年度（2004 年 7 月－2005 年 6 月）の、折れ線グラフが 2005 年度（2005 年 7 月－2006 年 5 月）の前年同月比伸び率。

(出所) 中国海関統計、World Trade Atlas

### (2) EHP 対象品目の中国－ASEAN 間貿易の推移

ACFTA開始よりも早く 2004 年 1 月より関税引き下げが開始された「早期収穫措置 (EHP)」では、規定によれば、中国とASEAN6 に関しては、2005 年初にはMFN税率 15% 以下の品目の関税が撤廃され、2006 年初よりはすべてのEHP対象品目の関税が撤廃されている（図表 1参照）。

EHP対象品目である農水産品（HS01－08 類）における中国の対ASEAN貿易をみると、輸出入の双方において、EHP開始後の中国の対ASEAN貿易の伸び率は対世界貿易の伸び率を上回り、中国の対世界貿易におけるASEANのシェアが高まっている。そのシェアは、輸

出で 2003 年の 8.4%から 2005 年には 9.3%、輸入で 13.9%から 17.2%と拡大している<sup>17</sup>。

農水産品 (HS01-08 類) の内訳は、輸出入とも野菜類 (HS07 類)、果実類 (HS08 類)、水産物 (HS03 類) が上位 3 品目となっており、2005 年では、これら 3 品目で輸出の約 92% (順に 46.3%、34.4%、11.1%)、輸入の約 98% (同 45.0%、36.4%、16.4%) を占めている。

#### (a) 野菜類 (HS07 類)

中国から ASEAN への主な輸出品目は、にんにく、しいたけ、馬鈴薯などで、2005 年の輸出額を EHP 開始前の 2003 年と比較すると、にんにくで 55.4%増、しいたけで 427.8%増となっている。対世界輸出では、ASEAN として日本に次ぐ第 2 位相当であり、個別国では、マレーシア (第 5 位)、インドネシア (第 6 位)、タイ (第 10 位) が上位に位置している。

中国の ASEAN からの輸入をみると、野菜類の大部分 (約 99%) がキャッサバで占められている。キャッサバの 2005 年の輸入額は、2003 年比で倍増している。輸入相手国は、キャッサバの主要輸出国であるタイ、ベトナムが対世界輸入でも第 1 位、第 2 位を占めている。

図表 14：中国の対 ASEAN 貿易主要品目 (HS07 類)

#### 【中国の対 ASEAN 輸出】

中国→ASEAN		2003	2005	2003年比
HS07類総額		270.0	470.3	74.2%
07032010	にんにく(生鮮)	134.4	208.8	55.4%
07123910	しいたけ	7.9	41.7	427.8%
07019000	馬鈴薯(生鮮)	17.1	32.3	88.9%
07061000	にんじん・かぶ	8.6	29.4	241.9%
07031010	たまねぎ	16.1	29.0	80.1%

#### 【中国の対 ASEAN 輸入】

中国←ASEAN		2003	2005	2003年比
HS07類総額		196.0	425.3	117.0%
07141020	キャッサバ(乾燥)	194.7	420.7	116.1%
07133190	緑豆(乾燥)	0.13	3.43	2621.4%
07149090	さといも等	0.21	0.24	13.3%
07115919	その他きのこ	0.17	0.21	23.5%
07108090	その他冷凍野菜	0.01	0.16	1309.1%

(注) HS8 桁ベースでみた上位 5 品目。金額は百万ドル。

(出所) 中国海関統計、World Trade Atlas

#### (b) 果実類 (HS08 類)

中国から ASEAN への輸出の約半分をリンゴが占めており、これにマンダリンと梨が続き、これら 3 種 (5 品目) で総輸出額の 9 割弱を占めている。2003 年比では、特に梨での増加率が高い。対世界輸出では、ASEAN としては首位に立つが、個別国では日本、ロシアと続き、第 3 位にベトナムが現れる。これに、インドネシア (第 4 位)、マレーシア (第 5 位)、タイ (第 8 位) が続いている。

中国の ASEAN からの輸入では、全体の約 3 割を占めるバナナに、竜眼、ドリアン、マ

<sup>17</sup> HS2 桁ベースで、HS01-08 類における中国の対 ASEAN 貿易額を比較したもの。各国の EHP 例外品目及び追加対象品目は考慮していない。中国商務部資料 [尚(2005)] によれば、2004 年の EHP 対象品目における中国の対 ASEAN 輸出は 8.2 億ドルで前年比 31.2%増、輸入は 11.5 億ドルで前年比 46.6%増となっている。以後本稿では、特段断りのない限り、EHP 対象品目とは HS01-08 類を指すものとする。

ンゴスチンと熱帯果実が続いている。竜眼は、生鮮のものと乾燥のものを合わせると、バナナを抜いて首位に立つ。上位品目では、マンゴスチンが2003年比で165%増となっているのが目立つ。輸入相手国としては、タイ（第1位）、フィリピン（第3位）、ベトナム（第5位）などが上位にあり、ASEAN全体で中国の総輸入額の約5割を占めている。

図表 15：中国の対 ASEAN 貿易主要品目（HS08 類）

【中国の対 ASEAN 輸出】				【中国の対 ASEAN 輸入】					
中国→ASEAN		2003	2005	2003年比	中国←ASEAN		2003	2005	2003年比
HS08類総額		234.4	349.8	49.2%	HS08類総額		247.9	344.2	38.8%
08081000	リンゴ(生鮮)	120.7	144.0	19.3%	08030000	バナナ	83.0	95.1	14.6%
08052090	マンダリン	45.9	52.6	14.6%	08109030	竜眼(生鮮)	51.6	73.2	41.9%
08082019	梨(その他生鮮)	17.5	33.1	89.1%	08106000	ドリアン	40.5	47.8	18.0%
08082012	鴨梨・雪梨(生鮮)	20.1	27.8	38.3%	08045030	マンゴスチン	14.9	39.5	165.1%
08082013	香梨(生鮮)	3.4	9.9	191.2%	08134010	竜眼(乾燥)	19.5	26.2	34.4%

(注) HS8 桁ベースでみた上位 5 品目。金額は百万ドル。

(出所) 中国海関統計、World Trade Atlas

中国の関税率をみると、野菜類及び果実類とも、中国の輸入上位品目のMFN税率は10-20%であり、ASEAN諸国に対しては、EHPによってこの関税が撤廃されている<sup>18</sup>。したがって、EHP対象品目の一部での貿易額の急増やASEANのシェアの拡大には、EHPに基づく関税引き下げの効果によるものがあつたとみられる。ただし、EHP対象品目である農水産品（HS01-08類）貿易は、中国の対ASEAN輸出の1.8%、対ASEAN輸入の1.3%を占めるに過ぎず、中国-ASEAN間貿易に与える影響は僅少である。

### (c) ACFTA (EHP) の利用状況

ACFTA (EHP) の実際の利用状況は、中国税関当局の原産地証明発給状況から概要がつかめる。中国商務部によれば、2004年1年間にASEAN6カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム）向け輸出において、EHP利用のために発給された原産地証明書は1万1526件、金額にして約1億4742万ドルとなっている。これは、中国の当該6カ国向けEHP対象品目輸出の約19%（金額ベース）に当たる。

図表 16：中国の ACFTA (EHP) 特惠原産地証明 (Form E) 発給状況 (2004 年)

【仕向国別】				【品目分類別】					
	件数		金額		件数		金額		
総計	11526		14742.43	総計	11526		14742.43		
タイ	5683	(49%)	8423.09	(57%)	野菜類	4243	(36%)	4757.73	(32%)
ベトナム	5407	(47%)	3352.15	(23%)	果実類	6852	(59%)	7054.38	(48%)
					水産物	354	(3%)	2848.6	(19%)

(注) 金額の単位は一万ドル。

(出所) 中国商務部

<sup>18</sup> 前述のように、品目によってはASEAN諸国でも国によって異なる関税率となっているものもある。

仕向国別にみると、総件数をタイ向けとベトナム向けがほぼ 5 割ずつに分け合っており、他の 4 カ国向けは総件数の 4%にも満たない。金額で見ると、タイ向けが全体の約 6 割を占めている。これは、中国の対タイ EHP 対象品目輸出総額の約 75%に当たり、中国の対タイ輸出では初年度から積極的に EHP が利用されているように見える。他方、ベトナム向けでは、中国の対ベトナム EHP 対象品目輸出のうち EHP が利用されているのは約 3 割であり、国によって利用状況が大きく異なっているようである。

品目別にみると、果実類が総件数の約 6 割、金額の約 5 割を占め、これに野菜類が続いている。中国の当該 6 カ国向け輸出のうち、EHP が利用されているのは、果実類で約 29%、野菜類で約 15%となっている。中国の対 ASEAN 野菜類輸出では、マレーシア、インドネシア向けが多く、タイ、ベトナム向けはこれら両国それぞれの半分にも達していないため、EHP 利用率が低くなっているとみられる。

以上から、2004 年には中国ではタイ向けで最も積極的に EHP が活用され、これにベトナム向けが続いている一方、他国向けでの EHP 利用はあまり進んでいない様子がみてとれる。ただし、中国商務部によれば、2005 年第 1 四半期には、総件数が 7165 件、金額が 6269.9 万ドルと、EHP の利用が前年に比べて急増している。仕向国別でも、タイ、ベトナム向けが主であることに変化はないものの、インドネシア向けの増加が顕著とのことであり、徐々に他国向けでも EHP の利用が進んでいるものと思われる。



#### IV. ACFTA による中国－ASEAN 間貿易への影響：タイの事例

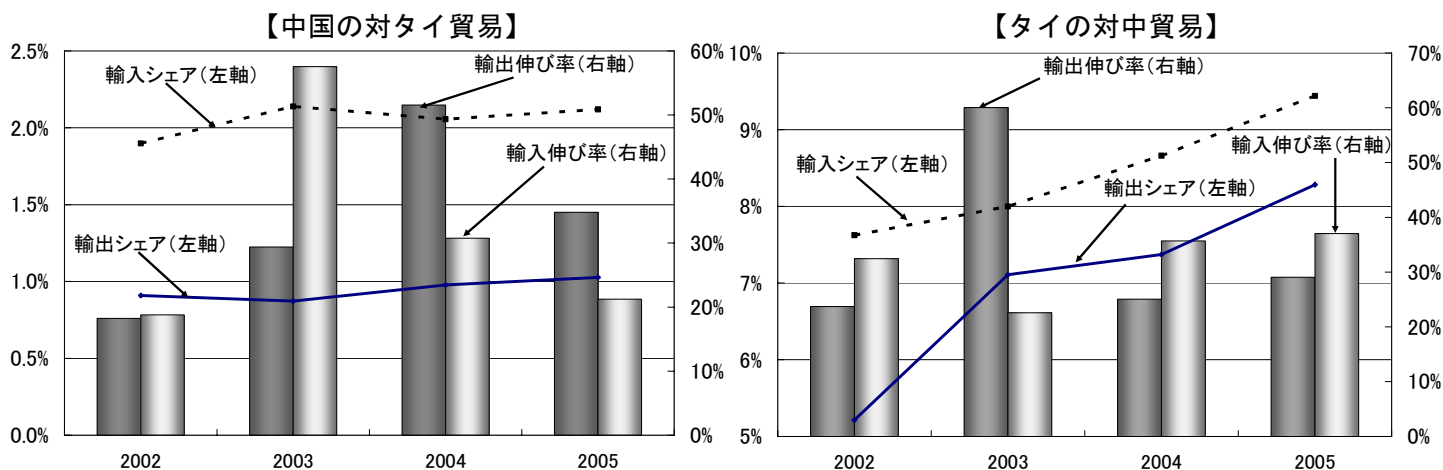
これまで ACFTA の影響を、中国と ASEAN 全体の貿易の推移から概観してきたが、ここでは中国－タイ間貿易に焦点を当て、より詳細な分析を試みる。

##### 1. 中国－タイ間貿易概況

2005 年の中国－タイ間貿易をみると、中国の対タイ輸出額は 78.20 億ドルで EHP 開始前の 2002 年に比べて 2.64 倍に増大、輸入は 139.92 億ドルで同 2.50 倍に増大した。中国の対世界輸出比対タイ輸出シェアは同時期に 0.91% から 1.03%、輸入は 1.90% から 2.12% へと微増している。中国にとってタイは、輸出で第 20 位、輸入で第 11 位の貿易相手国であり、ASEAN 諸国の中では、輸出相手国としてシンガポール、マレーシア、インドネシアに次いで 4 番目、輸入相手国としてマレーシア、シンガポールに次いで 3 番目となっている。

他方、2005 年のタイの対中輸出額は 91.83 億ドルで 2002 年比 2.48 倍に増大、輸入は 111.60 億ドルで同 2.20 倍に増大した。タイの対世界輸出比対中輸出シェアは 5.22% (2002 年) から 8.28% (2005 年)、輸入は 7.62% から 9.44% に拡大した。タイにとって中国は、米・日に続く第 3 位の輸出相手国、日本に続き第 2 位の輸入相手国となっている。

図表 17：中国－タイ間貿易推移

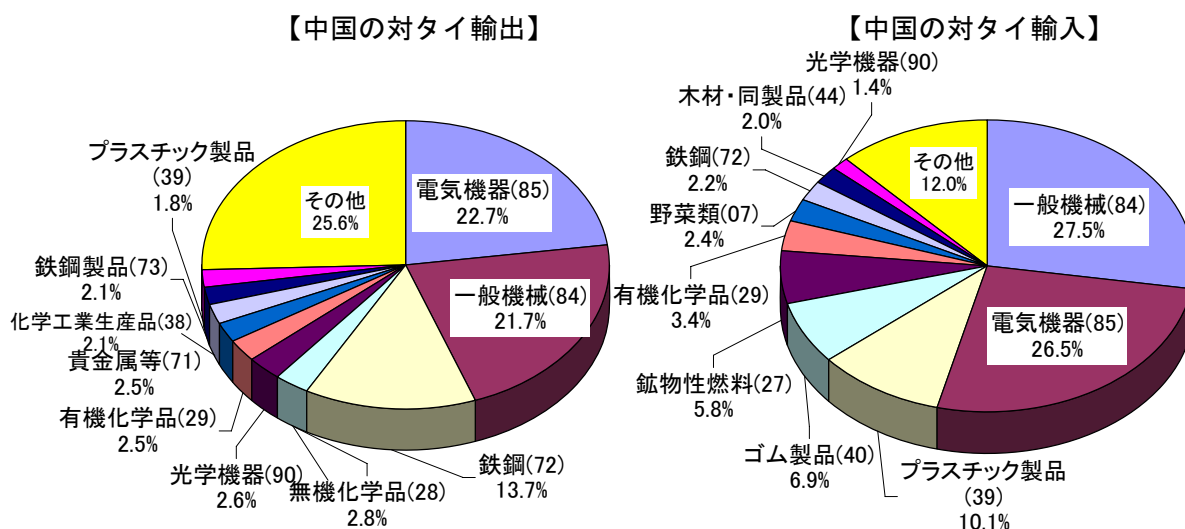


(出所) 中国海関統計、タイ中央銀行、World Trade Atlas

両国間貿易の品目構成をみると、輸出入とも一般機械、電気機器が他品目を引き離して上位 2 品目となっている点や、上位 10 品目に顔を出している品目が似通っている点など、ASEAN 全体としてみた場合とほぼ類似している。その上で両国間貿易の特徴を挙げれば、中国の対タイ輸出では、対 ASEAN 輸出に比べ、化学品、鉄鋼など素材関連の品目の割合が高くなっている。また、中国の対タイ輸入では、上位 2 品目は同じでも、電気機器の比率が低下し、一般機械の比率が上昇している。2005 年では、対 ASEAN 輸入では電気機器が一般機械の約 2.6 倍となっているのに対し、対タイ輸入では電気機器と一般機械の比率はほ

ほぼ同水準となっている。対ASEAN輸入ではみられなかった野菜類が対タイ輸入では上位に顔を出しているのも中国－タイ間貿易の特徴と言える（図表 10図表 18）。

図表 18：中国－タイ間貿易の品目構成（2005 年）



（注）中国とASEAN全体との貿易（図表 10）と比較するため、輸出入とも中国側統計を用いた。  
（出所）中国海関統計、World Trade Atlas

## 2. EHP 対象品目の中国－タイ間貿易の状況

中国－タイ間貿易は、中国とASEAN諸国の貿易の中でEHPの影響を最も大きく受けた二国間貿易と思われる。2005 年の中国の対ASEAN貿易（輸出入）に占めるEHP対象品目のシェアは 1.5%であったが、対タイ貿易では 3.4%と対ASEAN貿易に比べて 2 倍以上になっている<sup>19</sup>。また、中国－タイ間では、HS07－08 類（野菜・果実類）を対象とした二国間EHPにより、ASEAN全体とのEHP開始に先立ち、2003 年 10 月から野菜・果実類の関税が相互撤廃された。そのため、他のASEAN諸国に比して、タイはEHPの影響を大きく受けた国と考えられる<sup>20</sup>。

「枠組み協定」に基づくEHP対象品目全体（追加品目含む）をみると、中国は 593 品目、タイは 581 品目がEHP対象品目となっている<sup>21</sup>。ただし、中国－タイ間のEHP対象品目（HS01－08 類）貿易のうち、輸出入とも野菜類及び果実類が大半を占めている。EHP対象品目貿易に占める両品目のシェアは、中国の対タイ輸出の約 7 割、対タイ輸入の約 9 割に達している。したがって、以下では、野菜類（HS07 類）及び果実類（HS08 類）につきみていくこととする。

<sup>19</sup> 2005 年の中国－タイ間貿易に占めるEHP対象品目（HS01－08 類）シェアは、タイの対中輸出で 4.98%、対中輸入で 1.57%、中国の対タイ輸出で 2.05%、対タイ輸入で 4.22%となっている。

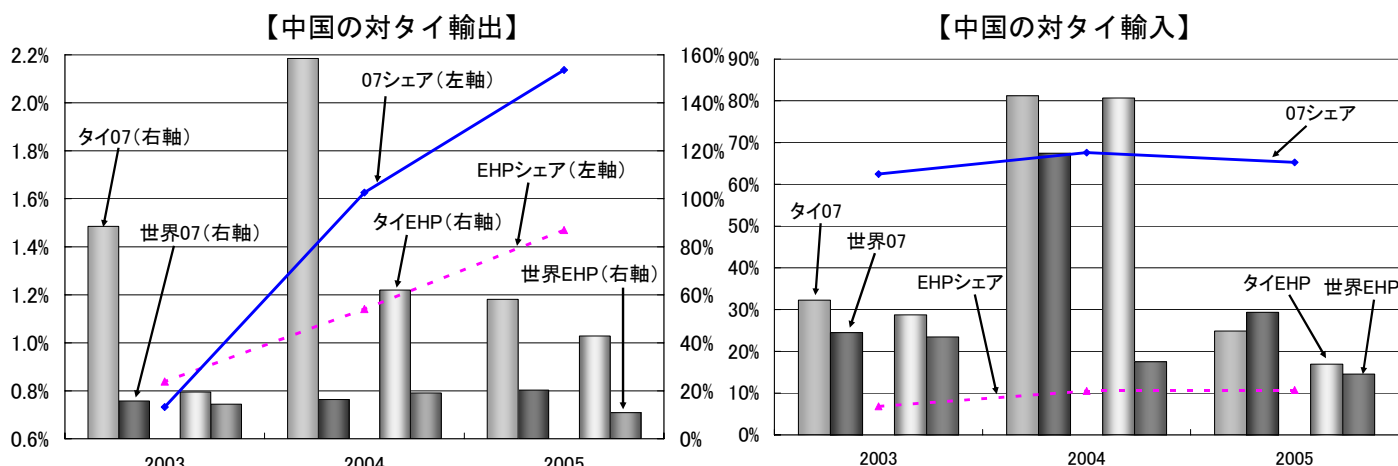
<sup>20</sup> タイ商務省によれば、中国－タイ間の野菜・果実類貿易は初年度（2003 年 10 月－2004 年 9 月）に 73%、第 2 年度に 22%増加した。

<sup>21</sup> 尚(2005)による。

(a) 野菜類 (HS07 類)

中国の野菜類貿易は、対世界貿易では大幅な黒字(2005年は、5.24億ドルの輸入に対し、30.52億ドルの輸出)であるが、タイに対しては輸入超過となっている(2005年は、6522万ドルの輸出に対し、3.42億ドルの輸入)。中国の野菜類輸入のうち、タイが占めるシェアは約6割を占め、EHP開始前にすでにタイは最大の輸入相手国となっていた。EHP開始後の2004年には、中国-タイ間の野菜類貿易が急拡大し、中国の対タイ輸入は前年比81.22%増、対タイ輸出は158.47%増を記録している。これは、中国の野菜類貿易における対世界貿易増加率や、中国-タイ間における全EHP対象品目貿易増加率に比べても高い伸びである。その結果、2004年には、中国の野菜類貿易におけるタイのシェアは拡大し、特に輸出で大きく拡大した。ただし、2005年にはこの傾向は大幅に鈍化し、中国の輸入ではタイのシェアは微減している(図表19)。2005年の中国-タイ間野菜類貿易では、EHP開始前の2002年に比べ、中国の輸入は2.99倍、輸出は7.70倍に拡大したため、輸入対輸出の比率は輸出1に対して輸入が13.48から5.24まで縮小した。しかし、貿易額全体が大きく伸びているため、2005年の中国の対タイ赤字額は2002年比で2.62倍に拡大した。

図表 19：中国の対タイ貿易 (全 EHP 対象品目及び HS07 類)



(注) 棒グラフは前年比伸び率、折れ線グラフは中国の対世界貿易比対タイ貿易シェア。EHPは全EHP対象品目(HS01-08類)、07はHS07類(野菜類)。

(出所) 中国海関統計

タイ側統計をみても、中国からのEHP対象品目輸入はEHP開始後大きく伸びている。特に、野菜類での対中輸入の伸びが大きく、タイの野菜類の対世界輸入に占める対中輸入シェアは、2002年の34.98%から2005年には67.14%にまで拡大している。タイの野菜類における対中輸入が大幅に伸びたのは、中国-タイ間の二国間EHPによる関税撤廃の影響とみられる。タイは、野菜類の多くの品目で40%の関税を課しており<sup>22</sup>、これが撤廃された影響は大きいと思われる(図表20)。タイ側統計によれば、40%の関税が撤廃されたにんじん(HS0706100001)の2005年の対中輸入額は、2002年比で約30倍に増加している(

<sup>22</sup> 一部の関税割当品目を除く。また、乾燥野菜の多くの関税率は30%となっている。なお、従価税よりも従量税の方が高関税となる場合には、従量税が課される。

図表 21)。ただし、タイの対中輸入の急増については、それまで高関税を避けるためタイ側で密輸入されていたものが、関税撤廃によって正規ルートでの輸入に切り替わったに過ぎないとの指摘もあり、統計上の急増が実態を表しているかは不明である。

図表 20：中国←タイ間貿易主要品目（HS07 類）  
【タイの対中輸入】

中国→タイ		2003	2005	2003年比	関税率	
HS07類総額		20.5	48.8	137.8%	MFN	協定税率
0706100001	にんじん・かぶ	2.5	13.7	445.1%	40%	0%
0703200007	にんにく	5.7	5.6	-2.9%	27%/57%	0%/57%
0712310000	きのこ(乾燥)	2.8	4.7	67.8%	40%	0%
0712390000	その他きのこ(乾燥)	0.2	4.3	2643.0%	40%	0%
0712320000	きくらげ(乾燥)	1.1	3.0	177.7%	40%	0%

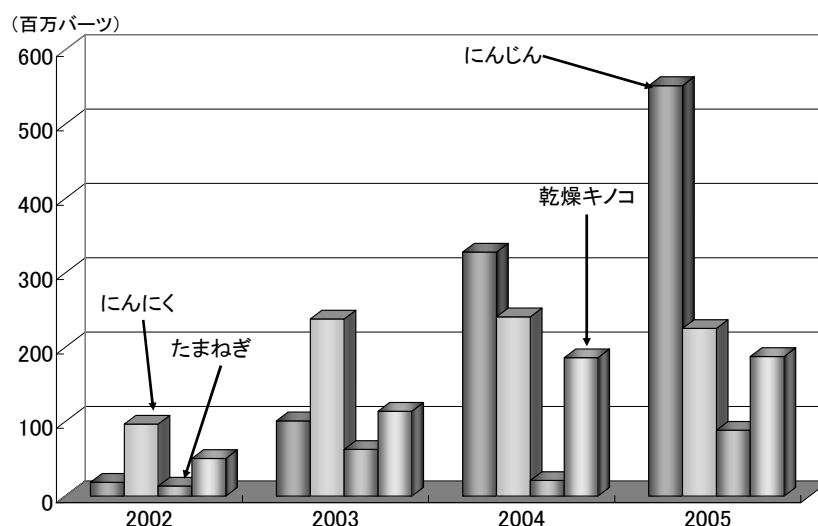
【中国の対タイ輸入】

中国←タイ		2003	2005	2003年比	関税率	
HS07類総額		151.0	341.8	126.3%	MFN	協定税率
07141020	キャッサバ(乾燥)	150.3	341.3	127.1%	5%	0%
07133190	緑豆(乾燥)	0.12	0.24	108.6%	3%	0%
07108090	その他冷凍野菜	0.01	0.16	1309.1%	13%	0%
07104000	スウィートコーン(冷凍)	0.00	0.07	NA	10%	0%
07102900	その他豆(冷凍)	0.03	0.05	64.3%	3%	0%

(注) タイは HS10 桁、中国は HS8 桁ベースでみた上位 5 品目。金額は百万ドル。MFN 税率では、従量税が従価税を上回る場合は、従量税が課される品目もある。タイの輸入の「にんにく」は、関税割当品目であり、中国に対しては枠内税率は撤廃されたが、枠外税率は維持されている。

(出所) 中国海関統計、タイ税関統計、World Trade Atlas、中国商務部、タイ商務省、World Tariff Online

図表 21：タイの対中輸入（HS07 類）



(注) にんじん (HS0706100001)、にんにく (HS0703200007)、たまねぎ (HS0703100119)、乾燥キノコ (HS0712310000) であり、にんじん、にんにく、たまねぎには乾燥物等を含まない。

(出所) タイ税関統計

当初、ACFTAにおける関税撤廃によるタイの対中輸入急増及びその国内生産への影響が懸念されていたににく、たまねぎについては、ACFTA (EHP) の影響はほとんどないとみられる。タイ側統計によれば、確かに2003年の対中輸入額は2002年に比べてそれぞれ146%増、367%増と急増している。しかし、2003年の急増は10月以降に限ったものではなく、EHPによるものとは言えない。また、2004年、2005年の実績をみても、EHP開始以降急増したと言える状況にはない(図表21)。さらに、ににく、たまねぎにつき、タイは関税割当枠を設定しており、EHPでは枠内税率(ともに27%)が撤廃されたのみで、枠外税率(それぞれ57%、142%)は変わっていない。タイは、物品貿易協定において、ににく、たまねぎを高度センシティブ品目に指定したため、当面この税率が変化する見込みもない。関税割当枠は、ウルグアイ・ラウンド時の約束により、それぞれ1995年の62トン、348トンから2004年には65トン、365トンへと拡大された。しかし、2002年の輸入量はそれぞれ約1万5000トン、約3300トンであり、輸入量の大部分が枠外税率を課された上での輸入であった。EHP開始後の増加分も当然に枠外税率を課されての輸入であり、したがって、EHPによる枠内税率の関税撤廃の影響は受けていないことになる。チュラロンコーン大学の調査によれば、タイ産ににく、たまねぎと中国産のものでは、タイ産の方が高品質ではあるものの、価格差が2倍以上あり、高率の枠外税率を課してもタイ産は中国産との競争に勝てないという結果が出ている<sup>23</sup>。

次に、野菜類(HS07類)におけるタイの対中輸出をみると、毎年ほぼ全量がキャッサバ(HS0714100)であり、2005年には野菜類のうち99.81%がキャッサバとなっている。中国のキャッサバのMFN税率は10%(乾燥キャッサバは5%)であるが、中国-タイ間EHPの規定に従い、2003年10月にタイに対しては関税が撤廃されている。

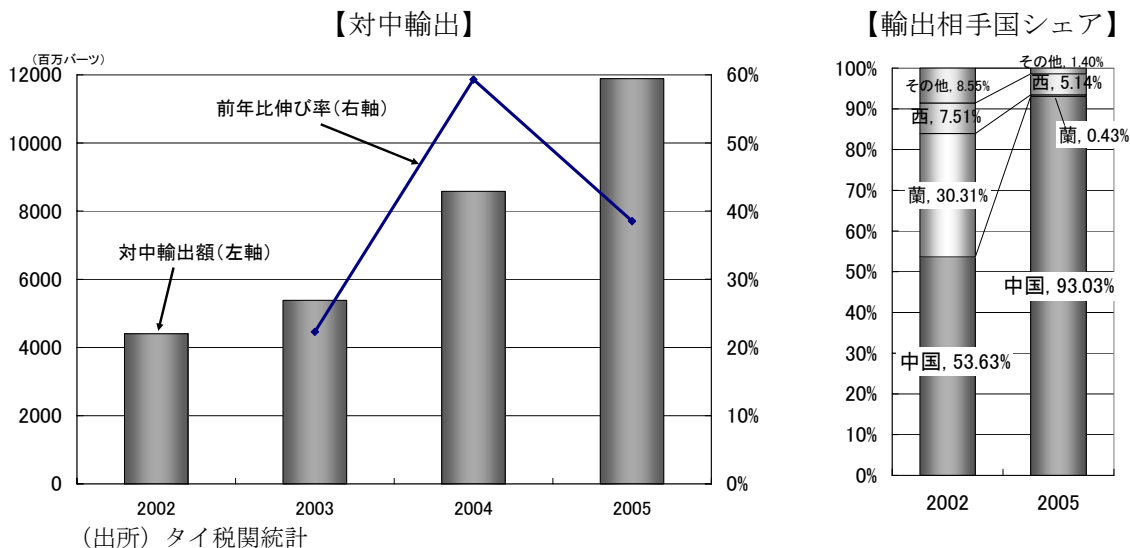
タイの対中キャッサバ輸出は、2004年に前年比59.30%、2005年に同38.54%増加し、2005年のタイの対中EHP対象品目輸出増加額(前年比)のうちの73.82%をキャッサバの輸出増加額が占めた。タイの対世界キャッサバ輸出に占める対中輸出シェアは、2002年の53.63%から2005年には93.03%にまで急速に拡大している(図表22)。他方、中国側の統計をみると、中国のキャッサバ(HS071410)輸入はEHP開始以前から全量がASEAN(タイ、インドネシア、ベトナムの3カ国)からであり、EHP開始以降いずれの国からの輸入量も増加している<sup>24</sup>。したがって、タイの対中輸出シェアの変化は、中国の輸入において

<sup>23</sup> 2005年に実施されたチュラロンコーン大学の調査によれば、タイと中国におけるににく、たまねぎの生産者価格(1キログラム当たり)は、ににくがタイ10.8パーツ、中国3-5パーツ、たまねぎがタイ12パーツ、中国4パーツとなっている。タイの生産価格が高いのは、品質に加え、山岳地帯での生産のため高コストであるためといわれている。

<sup>24</sup> 輸入伸び率の差異からシェアは変動しており、タイが拡大(2003年:77.2%→2005年:81.1%)、ベトナムが半減(20.9%→12.0%)、インドネシアが大きく拡大(2.0%→6.9%)となっている。

ACFTA (EHP) による貿易転換効果が生じた結果とは言えない<sup>25</sup>。

図表 22：タイのキャッサバ輸出推移



(b) 果実類 (HS08 類)

果実類 (HS08 類) に関しては、中国商務部及びタイ・チュラロンコーン大学の調査の双方が、中国からタイへの温帯果実 (リンゴ、梨、みかん) の輸出、タイから中国への熱帯果実 (竜眼、ドリアン、マンゴスチン) の輸出が増加したが、温帯果実と熱帯果実で棲み分けができており、両国の国内生産への影響はないとしている。タイの対中輸入については、梨は 2003 年以降増大しているが、リンゴは輸入数量は増大を続けているものの、輸入額は減少し続けている。中国の対タイ輸入では、2005 年の輸入額は、上位品目はいずれも 2003 年に比べ大きく伸びているが、竜眼 (生鮮・乾燥) など、2004 年に急増したものが 2005 年に減少した品目もみられる。

図表 23：中国－タイ間貿易主要品目 (HS08 類)

【タイの対中輸入】

中国→タイ		2003	2005	2003年比	関税率	
HS08類総額		61.1	72.7	19.1%	MFN	協定税率
0808100003	リンゴ(生鮮)	38.6	36.6	-5.1%	10%	0%
0808200005	梨(生鮮)	14.3	20.7	44.7%	30%	0%
0802900903	その他ナツト	2.3	3.1	32.6%	10%	0%
0802400006	栗	3.3	1.8	-45.8%	10%	0%
0806100002	ぶどう(生鮮)	0.8	1.5	93.2%	30%	0%

<sup>25</sup> タイのキャッサバ輸出における対中輸出シェアの急拡大は、中国への輸出増大とともにEU諸国への輸出減少が生じたことによる。EU諸国への輸出減少は、EU諸国側の事情 (共通農業政策との関連等) とみられ、中国の関税撤廃の影響は大きくないとみられる。また、中国への輸出増大自体についても、例えば、タイ開発研究所 (TDRI) は、タイの対中キャッサバ輸出増加の原因は、中国における需要増大であり、関税引き下げではないと指摘している (Bangkok Post, 2005 年 10 月 27 日)。

【中国の対タイ輸入】

中国←タイ		2003	2005	2003年比	関税率	
HS08類総額		83.0	180.5	117.4%	MFN	協定税率
08109030	竜眼(生鮮)	18.2	55.9	206.6%	12%	0%
08106000	ドリアン	40.5	47.8	18.2%	20%	0%
08045030	マンゴスチン	14.9	34.7	133.6%	15%	0%
08134010	竜眼(乾燥)	5.8	21.8	272.6%	20%	0%
08109010	ライチ(生鮮)	1.2	11.3	843.3%	30%	0%

(注) タイはHS10桁、中国はHS8桁ベースでみた上位5品目。金額は百万ドル。MFN税率では、従量税が従価税を上回る場合は、従量税が課される品目もある。

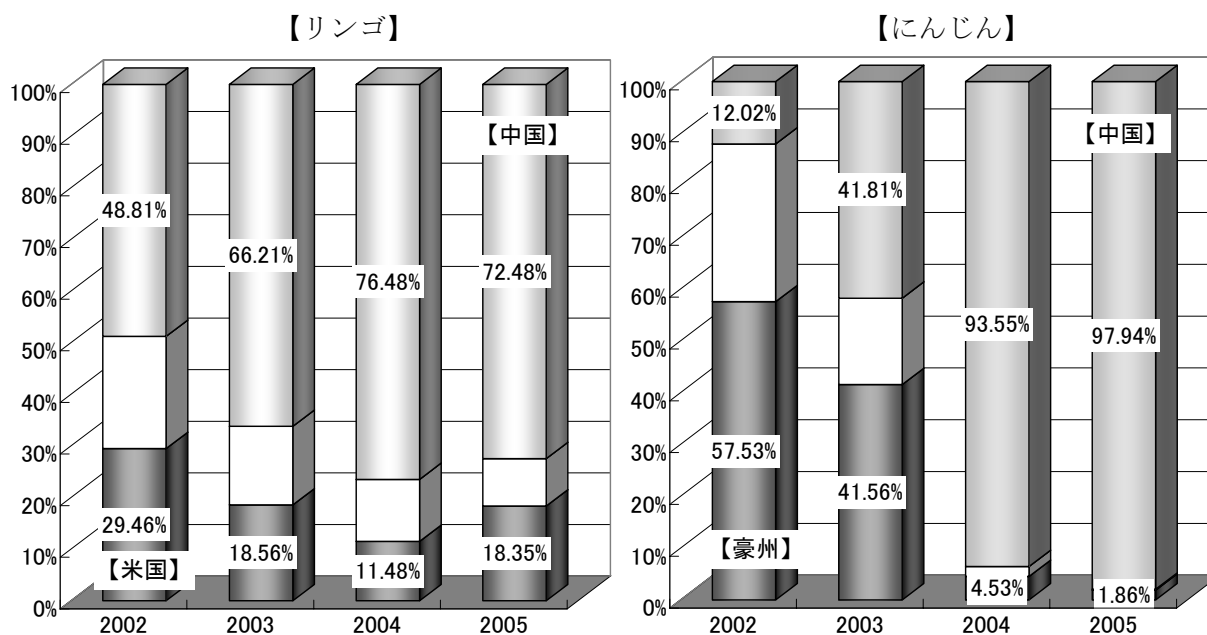
(出所) 中国海関統計、タイ税関統計、World Trade Atlas、中国商務部、タイ商務省、World Tariff Online

タイの対中輸入に関しては、タイ開発研究所はリンゴや梨についても、それまでの密輸入が関税撤廃によって統計に表れた一時的な急増であると指摘している。また、タイの対中輸出に関しては、中国側の厳しい検疫基準等の非関税障壁により、熱帯果実輸出が期待ほど伸びていないとの不満がタイ側にあるといわれている。

(c) 貿易転換効果の事例(タイ商務省)

タイ商務省は、ACFTAによって生じた貿易転換効果の事例として、リンゴ(果実類)とにんじん(野菜類)を例示している。リンゴは主に米国からの輸入が、にんじんは主に豪州からの輸入が中国からの輸入に振り替えられたと指摘している<sup>26</sup>。

図表 24: タイの輸入相手国シェア推移



(出所) タイ税関統計

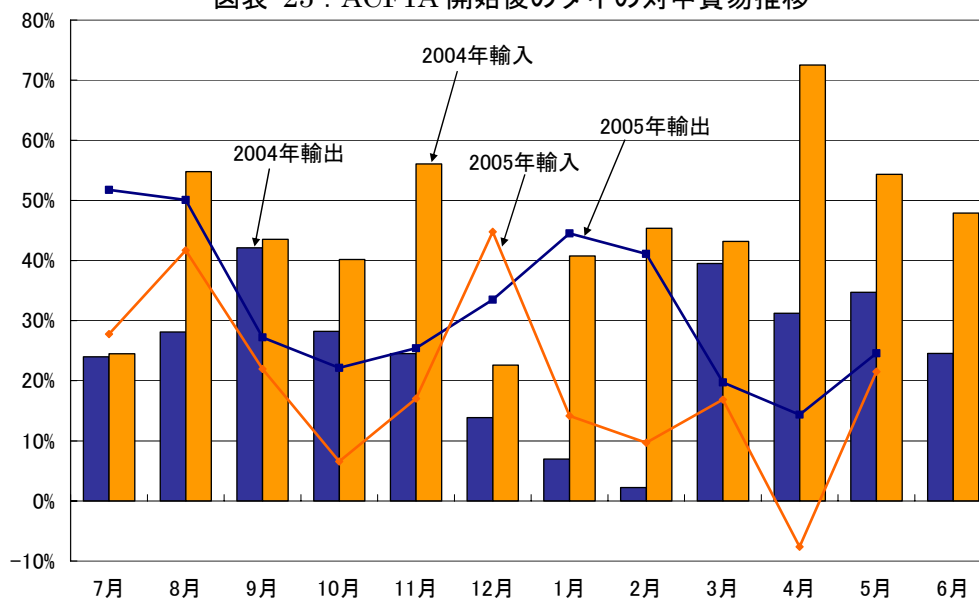
<sup>26</sup> 当社のヒアリングへの回答。

リンゴ（HS0808100003）に関しては、2004年には、総輸入額が減少する中で相対的に減少幅の小さかった中国のシェアが拡大したが、2005年には、輸入数量・額ともに増加させた米国が、輸入数量は伸ばしたものの輸入額を減少させた中国からシェアを奪い返した形となっている。にんじん（HS0706100001）に関しては、2005年の輸入総額が2002年に比べ3.7倍になるほどの伸び続ける中で、2002年に6割近くを占めていた豪州のシェアが、2005年には2%を下回るまでに激減している。同期間に、中国からの輸入額が29.8倍にまで増加した一方、豪州からの輸入額は88.2%の減少と激減した（図表24）。タイ-豪州間では、2005年1月よりFTA（TAFTA）が発効しているが、ACFTAではにんじんの関税（40%）がEHPの下で2003年10月より撤廃された一方、TAFTAでは2005年（協定発効時）の関税率は30%であり、2010年まで毎年定率削減する約束となっている。密輸入分の統計への反映の程度などの不明な点もあるが、この対中・対豪関税率の大幅な格差が貿易転換効果を引き起こした可能性が考えられる。

### 3. ACFTA 開始後の中国-タイ間貿易の推移

これまでにみたように、近年の中国-タイ間貿易は、両国の対世界貿易の伸びを上回る伸びをみせ、貿易シェアも増加傾向にある。しかし、ACFTA 開始によってこの傾向にさらに拍車がかけられたとは、現時点では言い難い。ACFTA による関税引き下げ開始前の2004年度（2004年7月-2005年6月）と開始後の2005年度（2005年7月-2006年5月）の貿易額の前年比伸び率を月次ベース（前年同月比、タイ側統計）でみると、タイの対中貿易は、輸出では2005年度に前年度を上回る伸びをみせているが、輸入では前年度に比べて

図表 25 : ACFTA 開始後のタイの対中貿易推移



(注) 棒グラフが2004年度（2004年7月-2005年6月）の、折れ線グラフが2005年度（2005年7月-2006年5月）の前年同月比伸び率。

(出所) タイ中央銀行



伸び率が大きく鈍化している(図表 25)。タイの対世界貿易に占める対中貿易のシェアも、輸出では 2004 年度から 2005 年度に拡大している(9.0%→10.1%)が、輸入では縮小している(11.7%→11.0%)。中国商務部によれば、2005 年に中国の対ASEAN平均関税率は 9.9%から 8.1%へ、タイの対中平均関税率は 12.9%から 10.7%へ低下したとされているが、現在までのところ、ACFTAが両国間貿易の拡大を加速させたという明確な兆候は現れていない。

以下では、中国-タイ間貿易における二大品目である一般機械(HS84類)及び電気機器(HS85類)につき、より詳細にみてみたい。

(a) 一般機械(HS84類)

ACFTAによる関税引き下げ開始(2005年7月)から直近(2006年5月)までの期間につき、一般機械における中国のタイからの輸入品目(HS84類)をみると、記憶装置(HDD、HS84717010)だけで全体の約7割を占め、上位3品目で9割近くに達している。この上位3品目はいずれも中国のMFN税率がゼロのため、これまでの一般機械における中国の対タイ輸入では、ACFTAの恩恵は極めて限定的であることがわかる。

上位20品目(対タイ一般機械輸入額の約96%)では、ACFTAによる関税引き下げの恩恵を受けたのは6品目あり、いずれも中国のMFN税率が5%超10%未満のものが5%に引き下げられている。これら6品目の貿易額合計は、中国の対タイ一般機械輸入額の約2%に過ぎず、この点からも関税引き下げの影響はごく限られたものであることが明らかである。

図表 26：中国-タイ間貿易主要品目(HS84類)

【中国の対タイ輸入】

中国←タイ		2005年度	前年度比	関税率		
HS84類総額				MFN	協定税率	SL/HSL
84717010	記憶装置(HDD)	2622.889	35.8%	0%	0%	
84733010	コンピュータ部品	562.088	35.3%	0%	0%	
84733090	その他コンピュータ部品	221.101	-3.2%	0%	0%	
84821000	玉軸受	67.561	-6.0%	8%	5%	
84733029	プリンタ用部品	26.741	-10.0%	0%	0%	
84143014	エアコン用圧縮機(5kW超)	23.395	26.2%	10%	10%	タイSL
84825000	その他円筒ころ軸受	21.963	140.1%	8%	5%	
84563010	放電加工機(数値制御式)	20.896	-6.6%	9.7%	5%	
84143013	エアコン用圧縮機(0.4-5kW)	19.914	-18.5%	10%	10%	タイSL
84716033	インクジェット・プリンタ	13.119	-30.8%	0%	0%	
84145199	その他ファン	12.905	4.2%	10%	10%	タイSL
84151022	エアコン(4000cal/hr超)	12.032	NA	15%	15%	タイSL
84718090	ネットワークカード	11.310	-47.9%	0%	0%	
84716090	その他入出力装置	10.919	77892.9%	0%	0%	
84716070	キーボード・マウス	10.334	-71.5%	0%	0%	
84831090	その他伝動軸	9.025	221.1%	6%	5%	
84143011	冷凍冷蔵用圧縮機(0.4kW未満)	8.936	209.6%	8%	8%	タイSL
84839000	その他伝動装置部品	8.915	412.4%	8%	5%	
84179090	その他オープン用部品	8.849	7872.1%	7%	5%	
84829100	玉軸受用玉・ころ	7.793	14.4%	8%	5%	

【タイの対中輸入】

中国→タイ		2005年度	前年度比	関税率		
HS84類総額				MFN	協定税率	SL/HSL
8473300008	コンピュータ部品 (HS8471用)	1042.887	50.7%	0%	0%	
8471300000	携帯用コンピュータ(重量10kg未満)	184.517	50.7%	0%	0%	
8471600000	入出力装置	172.126	15.6%	0%	0%	
8471700000	記憶装置	49.046	-50.3%	0%	0%	
8471900000	その他コンピュータ関連部品	46.539	9.1%	0%	0%	
8471500000	デジタル式処理装置	46.156	118.3%	0%	0%	
8471800000	その他コンピュータ部品	45.744	48.6%	0%	0%	
8414300004	冷蔵用圧縮機	42.299	45.1%	1%/10%	1%/10%	タイSL
8415900409	エアコン部品	41.386	876.1%	1%/10%	1%/10%	
8482100006	玉軸受	38.832	39.0%	1%	1%	
8472900400	その他事務用機器	35.740	102.5%	0%/10%	0%/10%	
8481800901	その他コック・弁	32.002	NA	3%/10%	3%/10%	
8471300999	携帯用コンピュータ(重量10kg未満)[CKD]	28.801	352.1%	0%	0%	
8414590001	その他ファン	26.010	54.4%	10%	10%	タイSL
8480710409	ゴム・プラスチック成型用型	22.471	199.4%	5%	5%	
8429520004	ショベル(360度回転)	19.171	-55.1%	5%	5%	
8426190002	その他クレーン	18.882	123.0%	5%	5%	
8467290007	その他電動式手持工具	17.032	-7.0%	1%	1%	
8413700001	その他遠心ポンプ	15.993	22.6%	1%/3%/10%	1%/3%/10%	タイSL
8414800409	その他フード	15.672	55.4%	1%/10%	1%/10%	

(注) 2005年度(2005年7月-2006年5月)の輸入金額(百万ドル)と前年同期比伸び率。HS8桁ベース(タイの輸入はHS10桁ベース)での2005年度の上位20品目。協定税率は、ACFTAによる税率がMFN税率を上回る場合には、MFN税率を用いた。網掛け部分は、ACFTAにより関税が引き下げられているもの。SLはセンシティブ・リスト品目。

(出所) 中国海関統計、タイ税関統計、World Trade Atlas、中国商務部、タイ商務省、World Tariff Online

他方、タイの中国からの輸入をみると、上位20品目(対中一般機械輸入額の約76%)には、ACFTAにより関税が引き下げられたものは1品目もない。これは、現在タイが中国から輸入している上位品目のMFN税率がいずれも10%、もしくは5%以下となっているため、2006年時点ではACFTAに基づく関税がMFN税率を下回る品目が存在しないことによる<sup>27</sup>。

したがって、中国、タイの双方にとり、両国間の一般機械貿易におけるACFTAの恩恵は、現時点では極めて限定的となっている。

<sup>27</sup> 規定では、10%以上15%未満のものを協定開始時に10%に引き下げることとなっているため、10%の品目は2006年時点では10%のままでよい。また、5%以下のものは2008年末まで現状維持が認められている。したがって、10%、もしくは5%以下の品目については、2006年時点では関税引き下げ義務が生じていない。図表2参照。実際には、ACFTAによって関税を引き下げなければならないが、引き下げ後の税率(協定税率)がMFN税率を上回るため、協定税率ではなく、MFN税率が適用されている品目もある。これは、ACFTAの協定税率が2003年7月1日時点の関税率を基準としているため、その後のMFN税率の引き下げにより、実質的にACFTAによる関税引き下げが意味を持たなくなってしまうことによる。例えば、タイの対中輸入品目の「エアコン(可逆式ヒートポンプ自蔵)(HS841581)は、基準時の関税率が30%のため、ACFTAにより現時点では20%に引き下げられていなければならないが、MFN税率がすでに10%に引き下げられているため、ACFTAによる関税引き下げは現時点では意味をなさない。

(b) 電気機器 (HS85 類)

電気機器貿易においても、一般機械の場合と同様のことが言える。中国の対タイ輸入上位 20 品目 (対タイ電気機器輸入額の約 64%) では、ACFTAによって関税が引き下げられた品目は 1 品目しかなく、中国の対タイ電気機器輸入額の約 1%に過ぎない。タイの対中輸入上位 20 品目 (対中電気機器輸入額の約 78%) には、ACFTAによって関税が引き下げられた品目は存在しない。タイ側の関税が引き下げられていない理由は、一般機械の場合と同様、タイのMFN税率がいずれも 10%、もしくは 5%以下となっているためである。他方、中国側をみると、本来ACFTAにより関税を引き下げるべきであるが、タイが当該品目をセンシティブ・トラック品目に指定しているため、互恵関税率規定によって中国側が関税を引き下げしていない品目が、上位 20 品目の中に 2 品目含まれている<sup>28</sup>。

したがって、一般機械の場合と同じく、電気機器においても、ACFTA が中国－タイ間貿易にもたらした恩恵は現時点では極めて限られたものである。

図表 27：中国－タイ間貿易主要品目 (HS85 類)

【中国の対タイ輸入】

中国←タイ		2005年度	前年度比	関税率		
HS85類総額				MFN	協定税率	SL/HSL
85422900	その他集積回路(IC)	659.522	6.1%	0%	0%	
85422129	その他デジタルIC(線幅0.18-0.35μ)	361.487	76.7%	0%	0%	
85422119	その他デジタルIC(線幅0.18μ未満)	336.991	98.7%	0%	0%	
85422199	その他デジタルIC(線幅0.35μ超)	262.016	49.1%	0%	0%	
85340090	その他印刷回路	180.190	99.8%	0%	0%	
85412100	トランジスタ(定格消費電力1W未満)	136.233	14.6%	0%	0%	
85299020	無線電話部品	135.668	-23.2%	0%	0%	
85426000	ハイブリッドIC	131.185	38.7%	0%	0%	
85011099	その他直流電動機	97.673	-8.2%	9%	9%	タイSL
85175032	イーサネット機器	80.777	146.4%	0%	0%	
85412900	その他トランジスタ	74.433	59.3%	0%	0%	
85411000	ダイオード	67.282	37.6%	0%	0%	
85299049	その他デジカメ等部品	55.089	7.6%	12%	12%	タイSL
85322410	セラミックコンデンサ(多層)	51.448	49.6%	0%	0%	
85044013	整流機器(HS4571用)	45.960	93.9%	0%	0%	
85044099	その他整流機器	42.590	91.5%	0%/3%	0%/3%	
85414000	光電性半導体デバイス	40.542	52.3%	0%	0%	
85030010	電動機部品	40.518	98.9%	12%	10%	
85299090	その他テレビ等部品	35.274	-0.8%	0%	0%	
85229090	その他ビデオ等部品	32.515	-64.6%	20%	20%	

<sup>28</sup> 「その他直流電動機」(HS85011099) は 9%が 5%に、「その他デジカメ等部品」(HS85299049) は 12%が 10%に本来は引き下げられていなければならないが、両品目ともタイがセンシティブ・トラック品目に指定しているため、互恵関税率規定により、中国はタイに対してMFN税率を適用している。ただし、「その他直流電動機」(HS85011099) のタイの関税率は 10%であるため、互恵関税率規定によってもタイにはACFTAの協定税率(ノーマル・トラック税率)が適用されるはずであるが、中国側資料では対タイ適用税率はMFN税率となっている。同品目では、他国には協定税率が適用されているため、タイへのMFN税率の適用は、互恵関税率規定によるものと考えられる。

【タイの対中輸入】

中国→タイ		2005年度	前年度比	関税率		
HS85類総額				MFN	協定税率	SL/HSL
8525200001	送受信機	665.823	55.2%	0%	0%	
8542290000	その他IC	255.796	165.9%	0%	0%	
8529902009	ラジオ・テレビ受信機	144.929	114.0%	10%	10%	タイSL
8534000004	印刷回路	112.625	37.6%	0%	0%	
8523200101	磁気ディスク	108.144	575.1%	0%	0%	
8522900409	その他ビデオ等部分品	94.581	307.1%	10%	10%	
8540110008	テレビ受像用陰極線管(カラー)	91.662	-20.5%	0%	0%	
8543890409	その他電気機器	90.778	264.8%	1%/10%	1%/10%	
8517300999	電話・電信用交換機[CKD]	78.071	358.2%	0%	0%	
8504500007	その他インダクター	73.317	28.8%	1%/10%	1%/10%	
8501100003	電動機(37.5W未満)	68.271	-14.2%	1%/10%	1%/10%	タイSL
8542900002	IC部品	65.979	141.1%	0%	0%	
8536900905	その他デジカメ等部品	61.413	63.8%	10%	10%	
8517500000	その他有線通信機器	61.006	18.0%	0%	0%	
8525400000	ビデオ・デジタルカメラ	58.936	42.9%	3%	3%	
8517900008	有線電話・電信機器部品	58.797	23.3%	0%	0%	
8504310004	その他トランスフォーマー(容量1kVA未満)	57.297	33.0%	10%	10%	タイSL
8501400009	その他単相交流電動機	47.533	7.6%	1%	1%	タイSL
8544510409	その他テレビ等部品	44.046	254.8%	10%	10%	
8542100000	その他ビデオ等部品	43.804	109.5%	0%	0%	

(注) 図表 26に同じ。

(出所) 図表 26に同じ。

## V. 現地日系企業の事業活動への ACFTA の影響

これまでみてきたように、開始後約1年間の貿易状況からは、ACFTAによる関税引き下げの効果はごく限られたものとなっている。しかし、ACFTAによる域内自由化は今後段階的に進んで行くのであり、現時点でのACFTAの影響が極めて限定的であることが、今後もACFTAのメリットが小さいことを意味するものではない。この点を踏まえ、以下では、現時点でACFTAの利用価値が限定的となっている要因を検討するとともに、ACFTAの今後を展望したい。

ACFTAの効果がごく限られたものである以上、現地に進出している日系企業の事業活動への影響は極めて限定的であり、実際にACFTAを活用している企業はごく一部に限られているものとみられる<sup>29</sup>。中国-タイ間の一般機械・電気機器貿易の場合で明らかとなったように、現時点のACFTAは、多くの企業が活用するに足るほどに関税が引き下げられてはいない。そのため、多くの企業にとり、現時点でACFTAを活用しようとしても、そのメリットがないか、あるいは、極めて限られてものになってしまう。

ジェットロによれば、ASEANの対中輸出において、ACFTAの利用によって1%ポイント以上関税が低減するのは、全6584品目（農水産物及びセンシティブ・トラック品目を除く）中2190品目と約3分の1に留まっている。関税率が5%ポイント以上低減する品目は175品目に過ぎない。タイのケースでは、2005年にACFTAを利用した対中輸出は6億1368万ドルで、対中輸出総額の6.7%に過ぎず、ACFTAによる関税引き下げの開始が同年7月（EHPを除く）であったことを考慮しても、利用度はかなり低い。また、ACFTAを利用して輸出された品目の上位にはEHPによる農産物が並んでおり、工業製品での利用は進んでいない<sup>30</sup>。

工業製品での利用が進んでいないのは、ひとつには高関税が維持されたままであるためである。第I章でみたように、いずれの国も鉄鋼・同製品、一般機械、電気機器、輸送機械などの主要工業製品をセンシティブ・トラック品目に指定し、関税引き下げの猶予を認められている。ACFTAの場合、輸入国がセンシティブ・トラック品目に指定した場合だけでなく、互恵関税率規定により、輸出国がセンシティブ・トラック品目に指定した場合でも輸入国関税率が引き下げられないことがあり、自由化の度合いはさらに小さくなっている。これら品目につき、ACFTAの規定に基づく2012年以降の関税引き下げが開始されれば、今とは全く異なるACFTAの影響が現れることが期待される。現在の高関税が障壁となって貿易量が抑制されている品目が、ACFTAによる関税引き下げにより、ACFTA域内貿易の貿易額上位品目に顔を出すことも考えられる<sup>31</sup>。

他方、これとは反対に、すでに関税が撤廃されている、あるいは、関税率が低いため、

<sup>29</sup> FTAによる関税引き下げなどの恩恵は、FTA締結によって自動的に各企業が享受できるようになるのではなく、原産地証明の取得など、所定の手続が必要となる。

<sup>30</sup> 以上、若松（2006）。

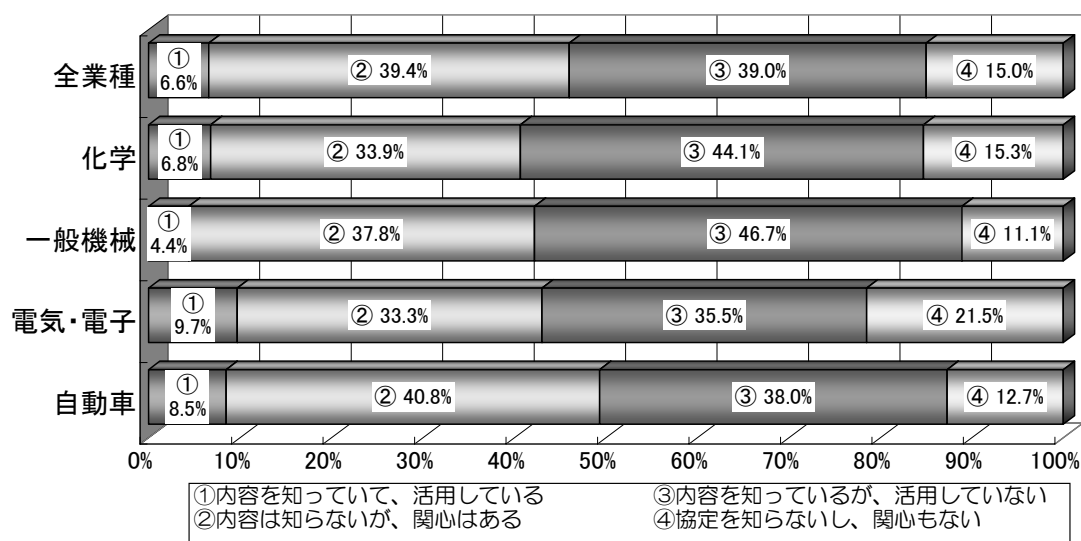
<sup>31</sup> 中国及びASEAN諸国の場合、WTOでの自由化合意やASEAN（AFTA）域内での自由化の加速、MFNベースでの自主的な自由化の取り組みも期待される。

ACFTAのメリットがない品目も少なくない。例えば、中国－タイ間の一般機械貿易では、情報技術協定（ITA）や自主的な自由化等により、MFNベースですでに関税が撤廃されている、あるいは、関税率が5%以下である品目が多くみられた。これらに加え、現地進出日系企業は、外資誘致・競争力向上を企図する進出先国から関税減免などの各種恩典を付与されているケースも多い。例えば、タイの場合、2006年3月に、鉱物類、化学品原料、鉄鋼・金属原料、機械・工具類等、電気・電子製品の生産に係る素材を中心とした758品目のMFN関税を撤廃した<sup>32</sup>。また、(a)タイ投資委員会（BOI）による原材料・生産用機械設備等の関税免除、(b)電気・電子インスティテュート（EEI）スキームによる電気・電子部材の関税免除など、多様な関税減免・還付の制度を設けている。これらの恩典を利用すれば、現時点では、ACFTAを利用して中国から輸入するよりも有利な条件で、他国からも輸入することができる。これら品目については、今後ACFTAによって、こうした制度よりもより容易に、また、より広範に自由化の恩恵が享受できるようになることが期待される。

こうした関税に関する問題とは別に、企業の事業戦略上の要因が、ACFTAの利用を限られたものにしてしているケースも考えられる。その要因としては、①市場の嗜好性の違いやリスク分散の観点から、中国とASEANをそれぞれ別の市場と捉えている、②インフラの整備状況、輸送・通関コストやリードタイム等を考慮すれば、関税引き下げだけではACFTAを活用するメリットが小さい、③検疫、強制規格等の非関税障壁の影響が大きい、などが挙げられる。

これらの点を我が国企業はどのように捉えているのだろうか。国際協力銀行が海外拠点を有する我が国製造業を対象に2005年7-9月に実施したアンケート調査によれば、実際にACFTAを活用している企業は6.6%であった。アンケート調査の実施時期がACFTA開

図表 28：ACFTA の活用状況（国際協力銀行調査）



(出所) 佐竹他（2006）図表 62 より、ACFTA 部分を抜粋。

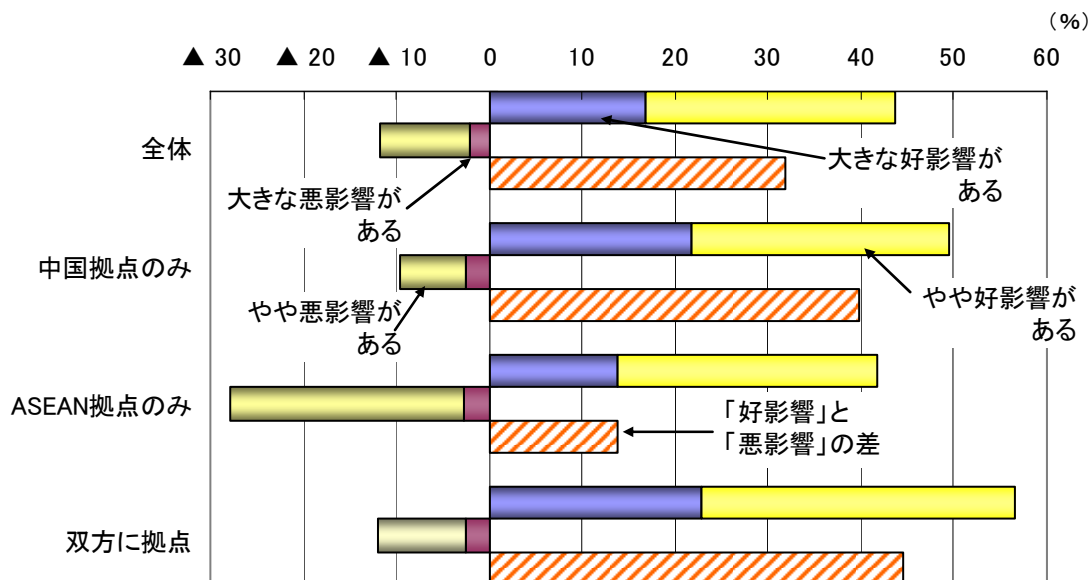
<sup>32</sup> ジェトロ「通商弘報」2006年3月10日。

始直後であるため、この比率は現在では上昇しているものと思われるが、多くの企業が活用するには至っていない。むしろ、ACFTAのメリットが大きくないとみられた一般機械、電気・電子、自動車分野でも一部企業では活用されている点が注目される（図表 28）。

他方で、同アンケート調査では、39.0%の企業がACFTAの「内容を知っているが、活用していない」と回答しており、「協定を知らないし、関心もない」との回答（15.0%）と合わせると過半数となっている。このうち、「内容を知っているが、活用していない」と回答した企業には、現時点でのACFTAのメリットが限定的であることを認識している企業が少なからず含まれているとみられる。また、「内容を知っているが、活用していない」、あるいは、「協定を知らないし、関心もない」と回答した企業は、中国とASEANを別市場と捉え、中国・ASEAN横断的な域内分業には関心が小さいことを理由としているのではないかと推察される。

しかし、同アンケート調査で「内容は知らないが、関心はある」、「内容を知っているが、活用していない」と回答した企業からは、今後ACFTAを活用する企業が出てくるものと見込まれる。実際に、我が国企業のACFTAへの期待は高い。みずほ総合研究所が2005年5月に会員企業を対象に行ったアンケート調査では、東アジアとビジネスを行っている製造業の43.7%がACFTA締結によって「自社のビジネスに好影響がある」と回答した。なかでも、中国・ASEAN双方に拠点を有する企業では、その比率は56.6%に及んだ<sup>33</sup>。

図表 29：ACFTAの自社ビジネスへの影響（みずほ総合研究所調査）



(出所) 菅原 (2005)

<sup>33</sup> 同アンケート調査結果からは、中国のみに拠点を有する企業も含め、中国拠点からASEANへの輸出拡大の期待が大きいことがわかる。

こうした期待は、短期的なものではなく、ACFTAによる関税引き下げ・撤廃が進展し、さらに、中国－ASEAN間でサービス貿易や投資分野でも自由化が進展した将来を見込んでの期待と言える。足下では、我が国製造業の中国・ASEAN拠点はそれぞれ、中国国内・ASEAN域内での現地調達率の拡大、現地での生産・販売の強化に努めている。特に、ASEANでは、AFTA（ASEAN自由貿易地域）の自由化進展による域内の拠点再編が進められている。したがって、ACFTAを活用した中国・ASEAN横断的な分業体制の構築は、ACFTAによる自由化の進展に合わせ、今後中長期的に進められていくものと思われる。中国・ASEAN拠点間での原材料・部品の調達、両拠点間での生産品目の差別化による棲み分け・相互供給などが今後検討されるものと見込まれる。

ACFTA開始後1年の現時点では、我が国企業がACFTAを活用するメリットはあまり大きくなく、また、実際に活用度も低い。しかし、ACFTAによる自由化進展への我が国企業の期待は高く、サービス貿易や投資分野での自由化も含め、今後ACFTAによる自由化の進展に合わせ、我が国企業によるACFTAの活用事例が増えていくものと見込まれる。我が国企業とり、ACFTAによる自由化の進展を睨み、今後の事業戦略を構築していくことが重要となる。



## 【参考文献】

- 石川幸一(2005a)「始動する ASEAN－中国 FTA」『季刊国際貿易と投資』 Autumn 2005/No.61、国際貿易投資研究所
- (2005b)「ASEAN－中国 FTA の ASEAN～主要産業への影響」『季刊国際貿易と投資』 Winter 2005/No.62、国際貿易投資研究所
- (2006)「ASEANと中国の FTA をどう評価すべきか」『季刊国際貿易と投資』 Spring 2006/No.63、国際貿易投資研究所
- 経済産業省 (2004)『通商白書 2004』
- (2006)『通商白書 2006』
- 佐竹貴徳、関根栄一、鈴木まゆみ (2006)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2005 年度海外直接投資アンケート調査結果 (第 17 回)－」『開発金融研究所報』 No.28、2006 年 2 月、国際協力銀行開発金融研究所
- 菅原淳一 (2005)「日本企業から見た東アジアビジネスと FTA」『みずほレポート』 2005 年 8 月、みずほ総合研究所
- 助川成也 (2006)「東南アジアを中心に進展する FTA/EPA とその活用」、日本貿易振興機構主催講演会『経済連携協定 (EPA) をビジネスに生かす』(2006 年 6 月 28 日)資料
- 日本貿易振興機構・海外調査部(2005)『ASEAN・中国間の FTA を見据えた各国政府・企業の動き』 2005 年 3 月
- (2006a)『在アジア日系製造業の経営実態 (中国・香港・台湾・韓国編) 2005 年度調査』
- (2006b)『在アジア日系製造業の経営実態 (ASEAN・インド編) 2005 年度調査』 2006 年 3 月
- 若松勇 (2006)「ACFTA 発効から 1 年を振り返る : 利用本格化にはまだ時間」『ジェットロセンサー』 2006 年 8 月号、日本貿易振興機構
- ASEAN-China Expert Group on Economic Cooperation (ACEGCE)(2001), “Forging Closer ASEAN -China Economic Relations in the Twenty-First Century”
- Chirathivat, Suthiphand, and S. Mallikamas(2005), “The Potential Outcomes of China-ASEAN FTA,” in Leong H. K., and Samuel C. Y. Ku(eds.), *China and Southeast Asia: Global Changes and Regional Challenges*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore and Center for Southeast Asian Studies, National Sun Yat-sen University, Taiwan
- Cordenillo, Raul L. (2005), "The Economic Benefits to ASEAN of the ASEAN-China Free Trade Area"
- Sabhasri, Chayodom, S. Manprasert and T. Chaiwat (2006), “ASEAN and China Free

Trade Area: Implications for Thailand,” Chulalongkorn University

尚国骥(2005)「中国—东盟自贸区的试验田：早期收获计划」中国商务部国际司

中国商务部国际司「中国—东盟自贸区原产地规则及原产地证书申领和签发程序介绍」

他